

自治会長アンケート調査結果 の考察について

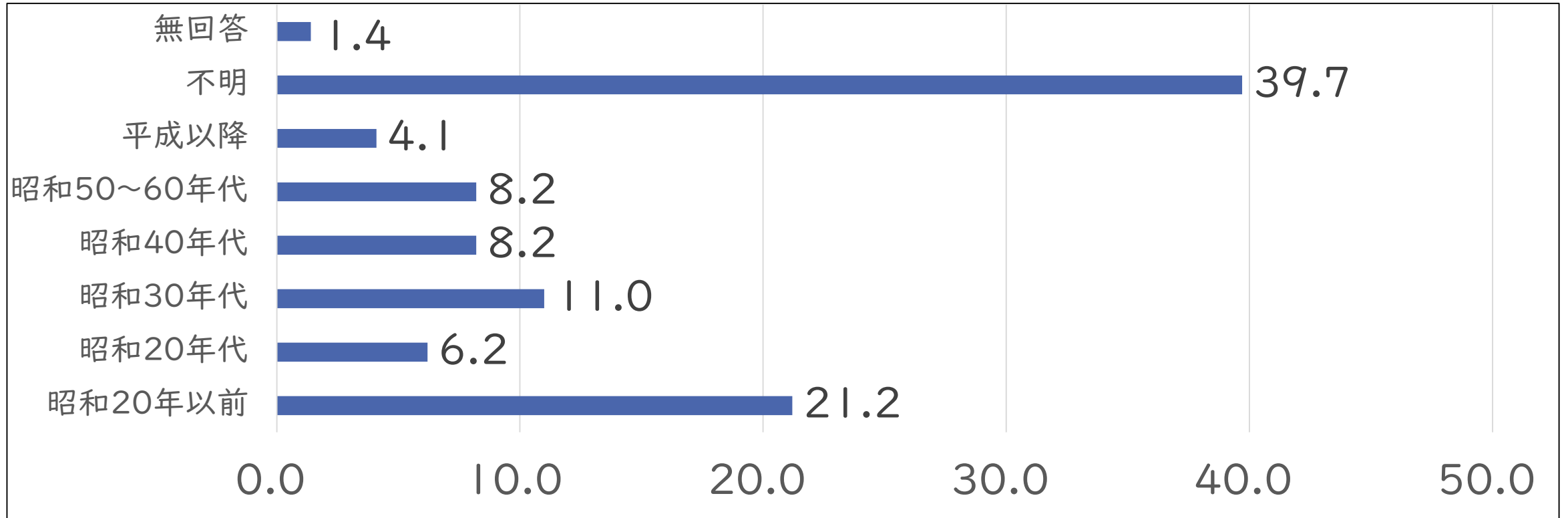


海津市 市民環境部 市民活動推進課 市民協働係

■調査概要

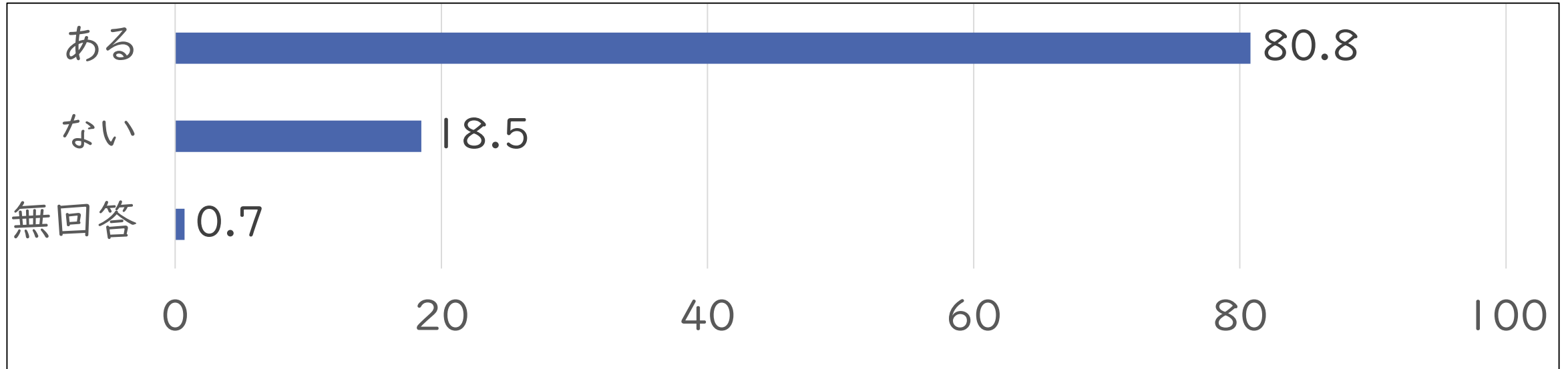
調査の目的	市内の区・自治会の組織運営や活動に関する現状実態を把握することにより、現在区・自治会が抱えている全体的な課題、個々の課題を把握し、それら課題の改善・解消、今後の市が行うべき区・自治会活動支援の参考として役立てていくことを目的として実施するものです。
調査期間	令和4年2月1日(火)～2月25日(金)
調査対象	市内の区・自治会長 173人
有効回答票	146票
有効回答率	84.4%

①区・自治会の結成時期について



➡不明が多いが、歴史のある自治会の割合が高い。

②区・自治会の規約はありますか。



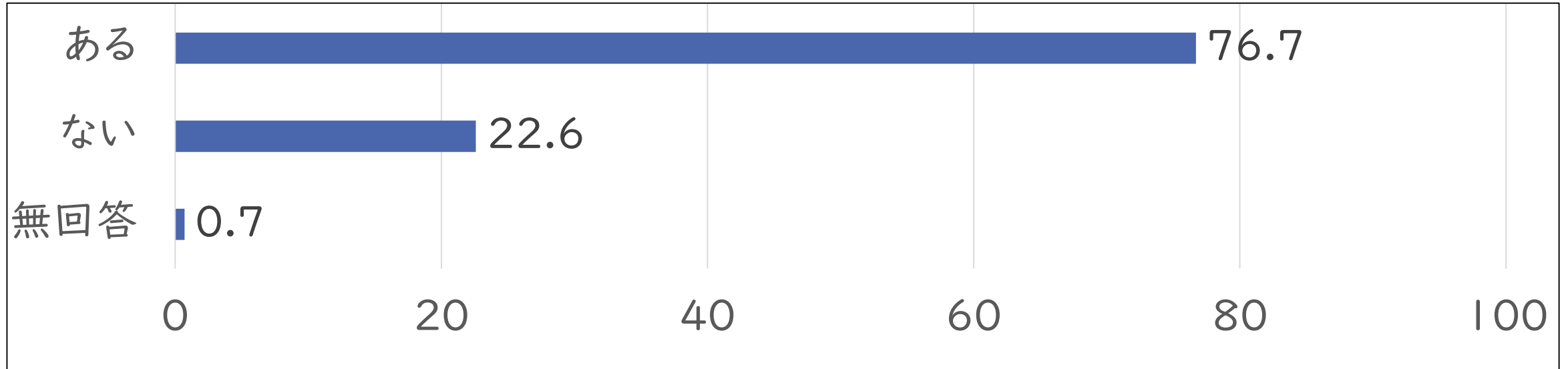
➡8割以上の自治会が規約を定めているが、規約を定めていない自治会も2割弱あることがわかる。

③-1 加入世帯数の状況について

	自治会数	構成比
1～10世帯	6	4.1%
11～20世帯	20	13.7%
21～30世帯	22	15.1%
31～40世帯	21	14.4%
41～50世帯	19	13.0%
51～100世帯	38	26.0%
101世帯以上	20	13.7%
計	146	100.0%

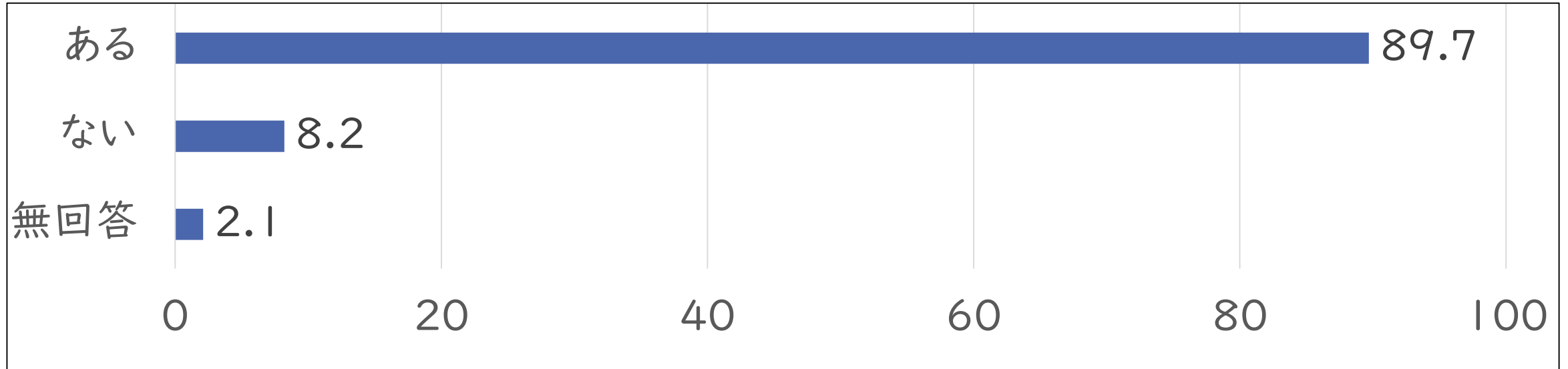
➡30世帯に満たない自治会が3割を超えており、小規模の自治会が多いことがわかる。

③-2 区・自治会の下部組織はありますか。



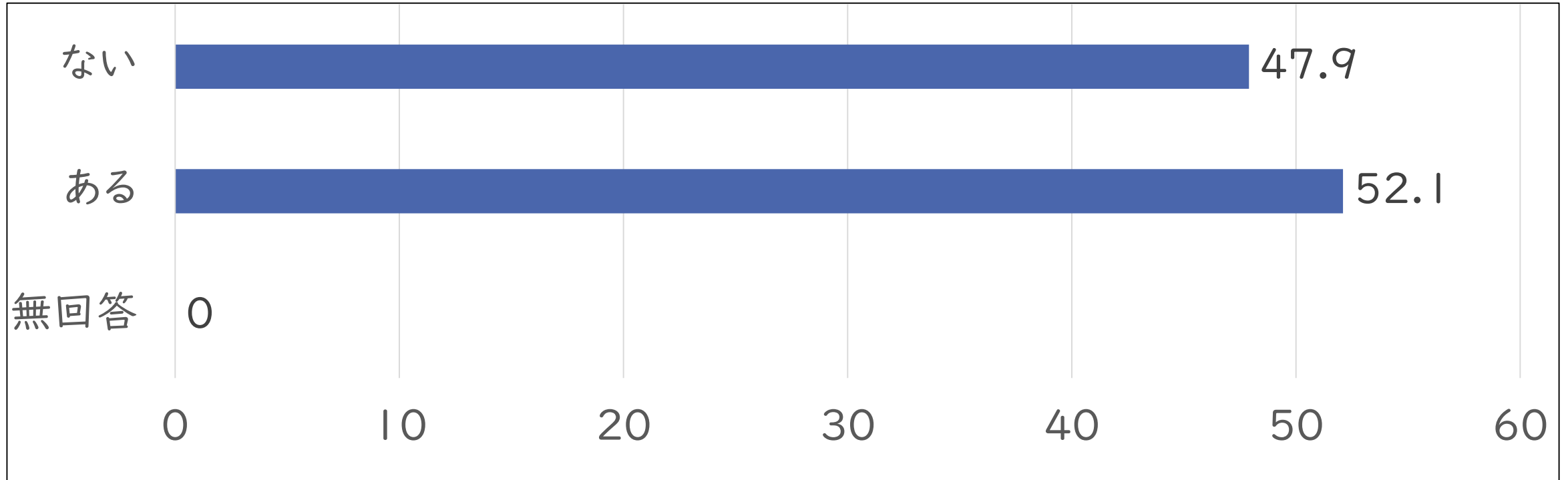
➡8割近くの自治会に下部組織があることがわかる。

④区・自治会の会計帳簿はありますか。



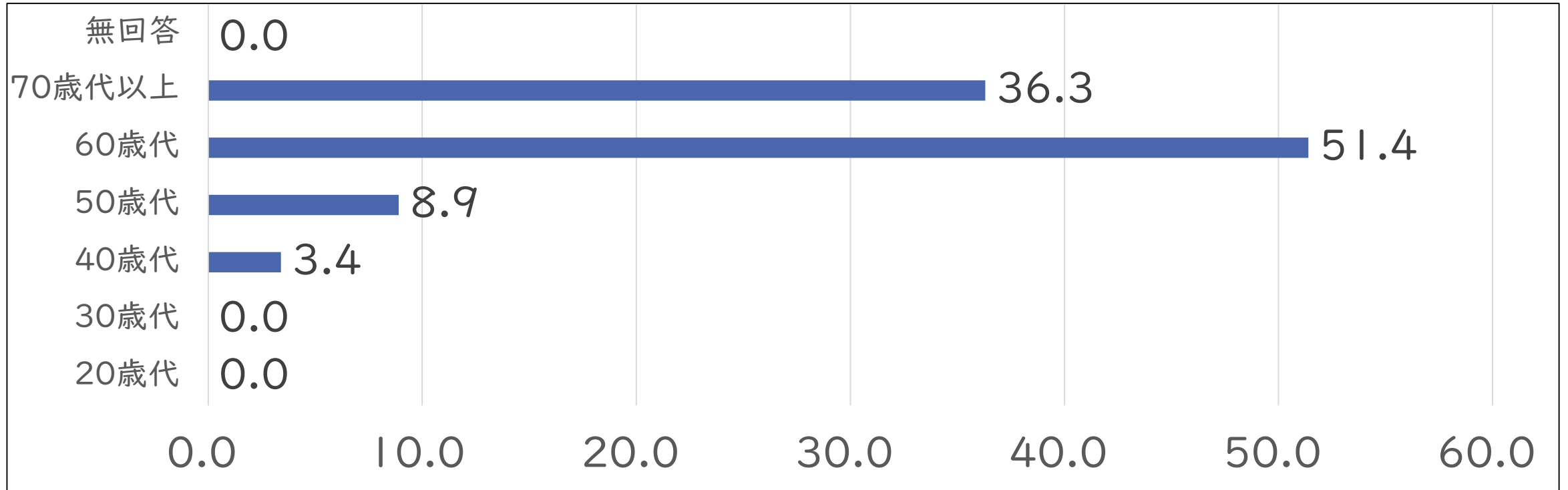
➡ほとんどの自治会が会計処理を実施しているが、会計帳簿のない自治会が1割近くある。

⑤区・自治会の会議録はありますか。



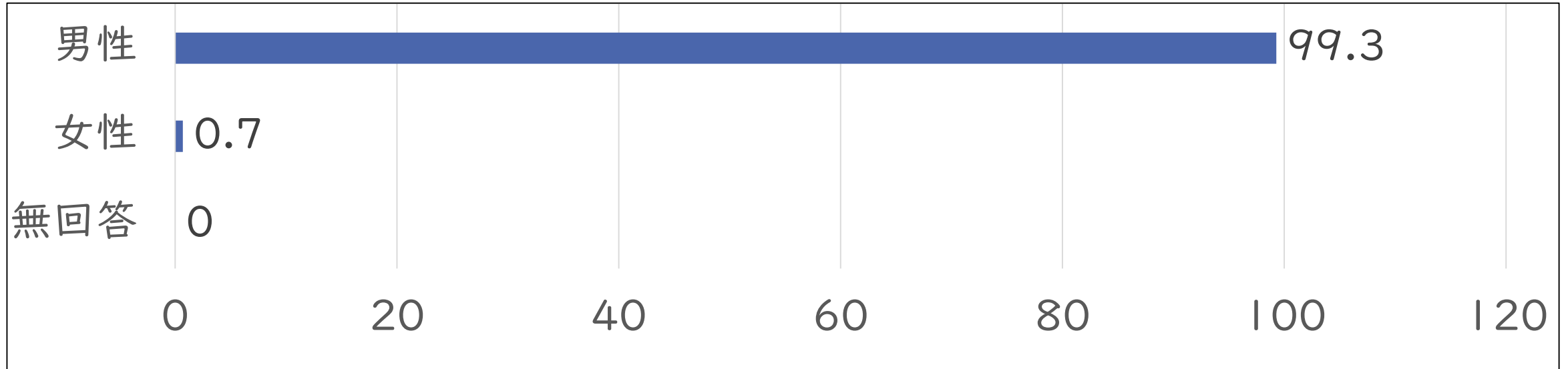
➡会議録を残していない自治会が5割近くある。会議録は自治会の意思決定等の重要な記録となるので、マニュアル等で例を提示し、作成を周知していく必要がある。

⑥現在の会長の年齢について



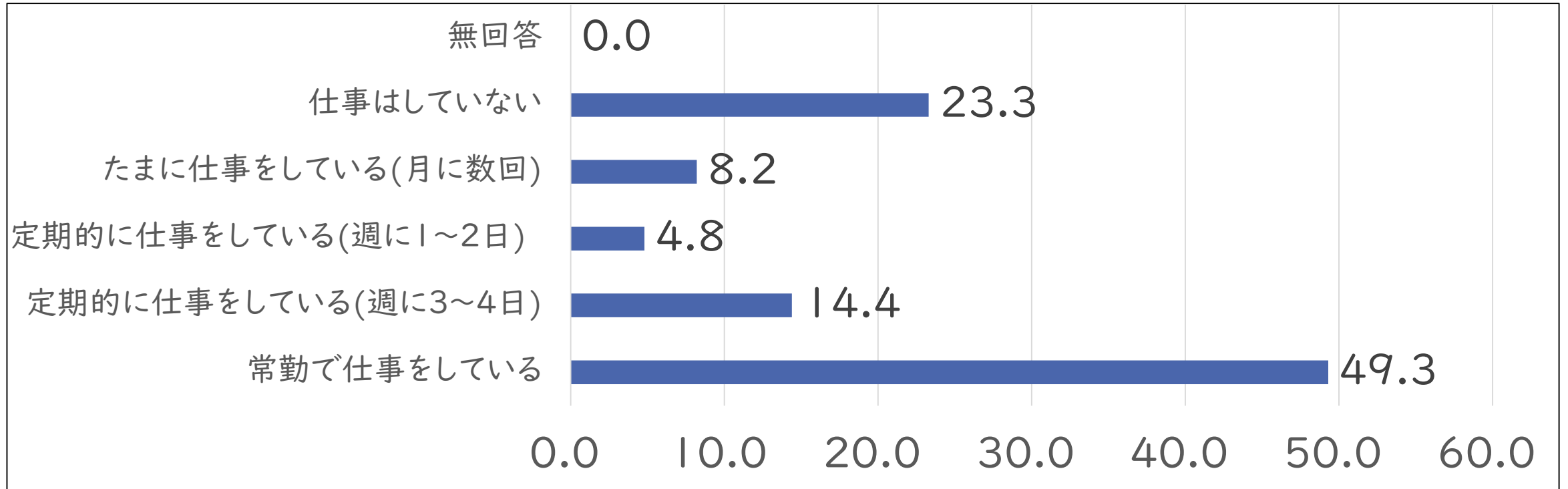
➡70歳以上が4割近く、60歳以上が9割近くを占めており、自治会長の高齢化が見受けられる。

⑦現在の会長の性別について



➡アンケート回答のあった自治会の中で、男性の自治会長がほとんどで、女性の自治会長は1名のみとなっている。

⑧現在の会長の就労状況について



➡何らかの仕事をしながら自治会長を務めている割合が8割近くを占めている。

⑨役員はどのような方法で選出していますか。

	立候補	推薦 (互選)	輪番制	選挙	抽選	その他 (具体的に)	無回答
会長	1	46	56	31	2	7	3
副会長	1	39	42	17	2	8	37
会計	1	57	44	19	2	7	16
書記	0	29	19	6	1	10	81
監事	0	32	30	4	0	11	69
計	3	203	191	77	7	43	206
構成比	0.4%	27.8%	26.2%	10.5%	1.0%	5.9%	28.2%

➡推薦、輪番制がそれぞれ3割と多く、本人の意思とは関係なく、役員がまわってることになる自治会が多い。

⑨-2 役員はどのような方法で選出していますか。その他(記述)

■会長

- ・役員選考委員会
- ・充て職
- ・基本的に年齢にて、会長が指名する方式。役員会で選出し、総会にて承認する。
- ・年齢順(2)
- ・各班から1名選出し、そこから3役を決める。
- ・各班から輪番で改選され、その中から選出。
- ・選挙にて5名を選出した上で、互選により役職を割当てる。
- ・規約に基づく。

■副会長

- ・現行役員で次期役員を推薦し、総会で承認。
- ・総会決議
- ・年齢順
- ・班長の中から決まる。
- ・各班から1名選出し、そこから3役を決める。
- ・班長
- ・会長指名、会長一任
- ・前年度班長

■会計

- ・現行役員で次期役員を推薦し、総会で承認。
- ・総会決議
- ・年齢順
- ・班長の中から決まる。
- ・各班から1名選出し、そこから3役を決める。
- ・班長
- ・会長指名、会長一任
- ・前年度班長

■書記

- ・総会決議
- ・班長から選出
- ・輪番と班の互選との組み合わせ
- ・会長指名、会長一任(4)
- ・監事ではなく理事
- ・全4班長が兼ねる。
- ・総代兼任
- ・前会長

■監事

- ・総会決議
- ・班長から選出
- ・輪番と班の互選との組み合わせ
- ・会長指名、会長一任(4)
- ・監事ではなく理事
- ・全4班長が兼ねる。
- ・総代兼任
- ・前会長

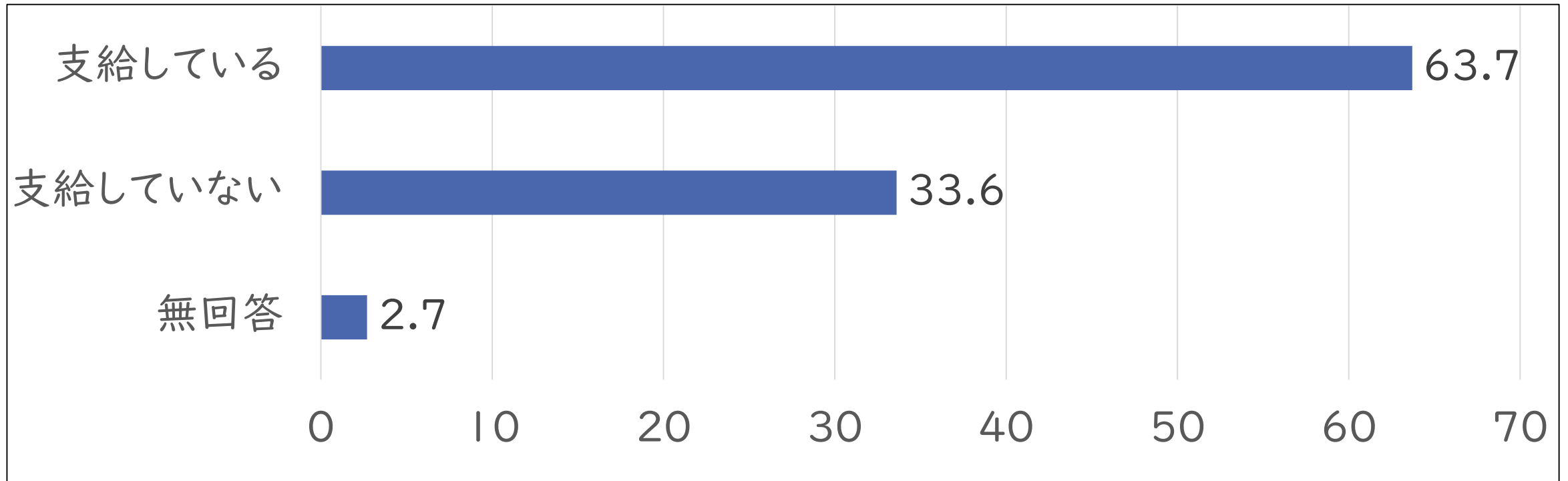
➡役員を選出方法については、輪番制、推薦、選挙、会議による話し合い、年功序列、経験年数により交代している。自治会の加入世帯が少ない自治会においては、会長が他の役職を兼任している自治会が見受けられる。

⑩役員の任期は何年ですか。

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	決まってい ない	無回答
会長	2	18	120	1	0	1	3	145
副会長	2	13	88	0	1	1	3	108
会計	4	24	100	1	0	2	1	132
書記	3	7	48	1	0	0	2	61
監事	3	19	53	1	0	0	2	78
計	14	81	409	4	1	4	11	524
構成比	1.3%	7.7%	39.0%	0.4%	0.1%	0.4%	1.0%	50.0%

➡2年交代が4割で、1年交代の自治会も1割弱となっている。

⑪自治会役員に手当(お礼、報酬的なもの)を支給していますか。



➡支給している自治会が6割以上であるが、支給していない自治会も3割となっている。

⑪-2 報酬の支給金額について

■自治会長

	自治会数	構成比
1～5,000円	4	4.9%
5,001～10,000円	14	17.3%
10,001～20,000円	23	28.4%
20,001～30,000円	9	11.1%
30,001～50,000円	16	19.8%
50,001～100,000円	6	7.4%
100,001～200,000円	8	9.9%
200,001円以上	1	1.2%
計	81	100.0%

■副自治会長

	自治会数	構成比
1～5,000円	10	18.9%
5,001～10,000円	12	22.6%
10,001～20,000円	13	24.5%
20,001～30,000円	4	7.5%
30,001～50,000円	8	15.1%
50,001～100,000円	4	7.5%
100,001～200,000円	2	3.8%
200,001円以上	0	0.0%
計	53	100.0%

➡報酬の支給金額は自治会の世帯数により変わると思われるが、自治会長は5,000円～50,000円の間が8割、副自治会長は20,000円以下が7割近くを占めている。小規模の自治会は副自治会長を置いていないため、自治会数が少なくなっている。

⑪-2 報酬の支給金額について

■ 会計

	自治会数	構成比
1～5,000円	10	14.7%
5,001～10,000円	19	27.9%
10,001～20,000円	22	32.4%
20,001～30,000円	5	7.4%
30,001～50,000円	7	10.3%
50,001～100,000円	5	7.4%
100,001～200,000円	0	0.0%
200,001円以上	0	0.0%
計	68	100.0%

➡会計の報酬支給金額は20,000円以下が大半である。

⑪-2 報酬の支給金額について

■書記

	自治会数	構成比
1～5,000円	5	33.3%
5,001～10,000円	5	33.3%
10,001～20,000円	3	20.0%
20,001～30,000円	1	6.7%
30,001～50,000円	1	6.7%
50,001～100,000円	0	0.0%
100,001～200,000円	0	0.0%
200,001円以上	0	0.0%
計	15	18.5%

■監事

	自治会数	構成比
1～5,000円	10	55.6%
5,001～10,000円	5	27.8%
10,001～20,000円	2	11.1%
20,001～30,000円	0	0.0%
30,001～50,000円	1	5.6%
50,001～100,000円	0	0.0%
100,001～200,000円	0	0.0%
200,001円以上	0	0.0%
計	18	100.0%

➡書記は15自治会、監事は18自治会と、書記、監事まで報酬を支給している自治会は少数となっている。大規模な自治会については、役員として報酬を支給していると想定される。

⑪-2 その他の役員に支給している場合は金額を

■組長・班長・配布に対する支給

- ・組長 10,000円、配布人 20,000円
- ・班長 5,000円
- ・班長 10,000円
- ・各班長 5,000円、
- ・班長 5,000円+(戸数あたり金額)×戸数
- ・班長 5,000円、副班長 3,000円
- ・組長 3人 20,000円/
- ・班長 15,000円
- ・組長 10,000円

■母子推進委員・体育推進委員、福祉推進委員に対する支給

- ・母子推進委員 10,000円
- ・母子保健推進委員、体育推進委員、福祉推進委員 各 3,000円
- ・体育委員 5,000円

■神社総代・宮総代・氏子総代・寺総代

- ・氏子総代 5,000円
- ・神社総代 10,000円
- ・宮総代 15,000円→10,000円(規約改正予定)、年番 5,000円
- ・氏子総代 20,000円
- ・寺総代、神社総代、組長に各7,000円

■消防団員・女性防火クラブ等に対する支給

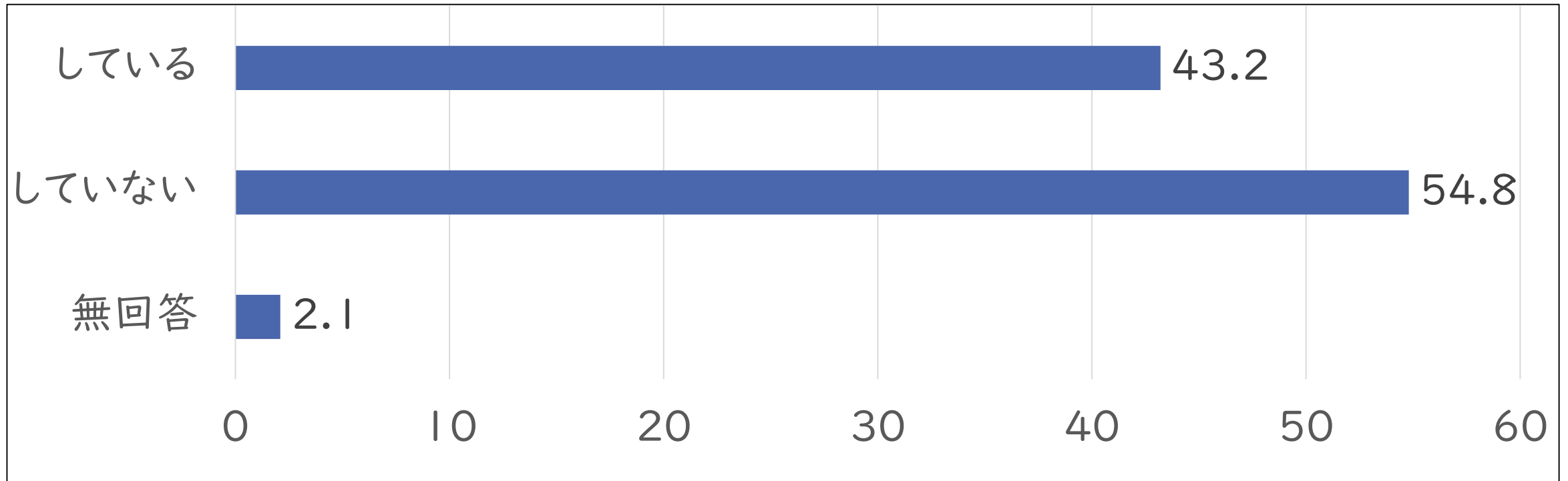
- ・消防団員 20,000円
- ・消防団員に自治会から年間2万円手当を支給している。
- ・消防団のみ 10,000円
- ・消防団員 5,000円
- ・女性部長(女性防火クラブ、ごみの減量推進委員) 10,000円、女性部副部長 5,000円
- ・女性防火クラブ 5,000円

■その他の支給方法

- ・現金ではなく、商品券を配っている。
- ・書類作成印刷費用として、15,000円
- ・市からの報償費は区に返してから、区から手当を貰う。
- ・区長4名に45,000円
- ・任期が2年なので、2年に1回支給。
- ・手当はあるが、個々には支給せず。役員会(会長、副会長、会計、組長×6名)を対象に、一括133,000円を支給。
- ・会長は市から支給されるので0円。その他は、15分以上の活動1回あたり400円支給。但し、役員会の出席は支給無し。
- ・山林、道水路の役員 各100,000円
- ・ゴミ減量推進委員、交通安全委員にも出している。
- ・会計監査 2名×3,000円

➡自治会から選出される委員や、消防団員、神社総代等の役職についても、平均して5千円から2万円程度支給している自治会が見受けられる。

⑫ 会長や役員の交代が円滑に行われるような工夫をしていますか。



➡会長や役員交代時の引継ぎが円滑に行われていない自治会が半数以上となっており、円滑な引継ぎが課題である。

⑫-2 会長や役員の交代が円滑に行われるような工夫の内容(記述)

■輪番制によるもの

- ・推薦、輪番制目指している。
- ・輪番制(4)
- ・会長は選挙、他の役員は輪番制をとっている。
- ・今後は、輪番制を検討している。
- ・年前から班回りにした。4班あるので8年間は輪番制
- ・世帯数が少ないため、自治会長の選出に苦労している。輪番制だが、引っ越してしまう世帯がある。
- ・年ごとに選ばれる人が、班ごとに決めてある。
- ・5つ班を2グループに分け、2年任期で交互に選出する。
- ・会長、会計が時計回りの順番で毎年隣どおしであるので、連絡、問題があったときの相談がしやすい。

■引継ぎ時の工夫について

- ・活動記録を残している。(ファイリングが重要)
- 前年度の活動の引き継ぎを行う。
データで資料渡し、引き継ぎ会を実施。
交代する時期に日を決めて引き継ぎを実施。必要に応じて、前任者に尋ねる。
各役員に負担のかからない様に自治会の運営をしていく。
今後検討する。
時間をかけて説明している。その後も手助けしています。
次期会長候補は副会長。役割、総会資料、規約、運用記録、自治会便り、引継ぎ書の作成
事前調整

■年齢順、経験年数等によるもの

- ・年齢及び就労状況。神社の宮総代など長年の経験。PC取り扱い可能かどうか。視聴覚機器の所有の有無。
- ・60歳以上、70歳以上の会員から選挙で選出。
- ・ある程度年齢の順番で行う。
- ・会長は、年の順で決まる。班長は、その班の家の順で決まる。
- ・地区及び年齢で候補者を選出し、各地区の歴代会長などに相談している。
- ・各班の年齢順
- ・年齢順に全員がやる。
- ・年齢順(4) ・年齢順や定年退職をされた方を優先にしている。
- ・準年功序列、前会長から依頼があり、納得の上、承諾した者が行う
- ・会長は相応な人の中で、出来るだけ年齢の高い順に選出している。班長は組によって選出基準が違う。
- ・入居順
- ・副会長、会計で経験を積み、繰り上げでお願いしている。
- ・規約に役員選出規定があるが、規定通りの方法で選出されたことが無い。
- ・2期4年を目処に、新旧班長・役員経験者を中心に、相談・推薦方式を採用している。

■規約等に定めのあるもの

- ・役員の任期は、1期2年とし、継続は2期4年と定めている。
- ・規約で定める。

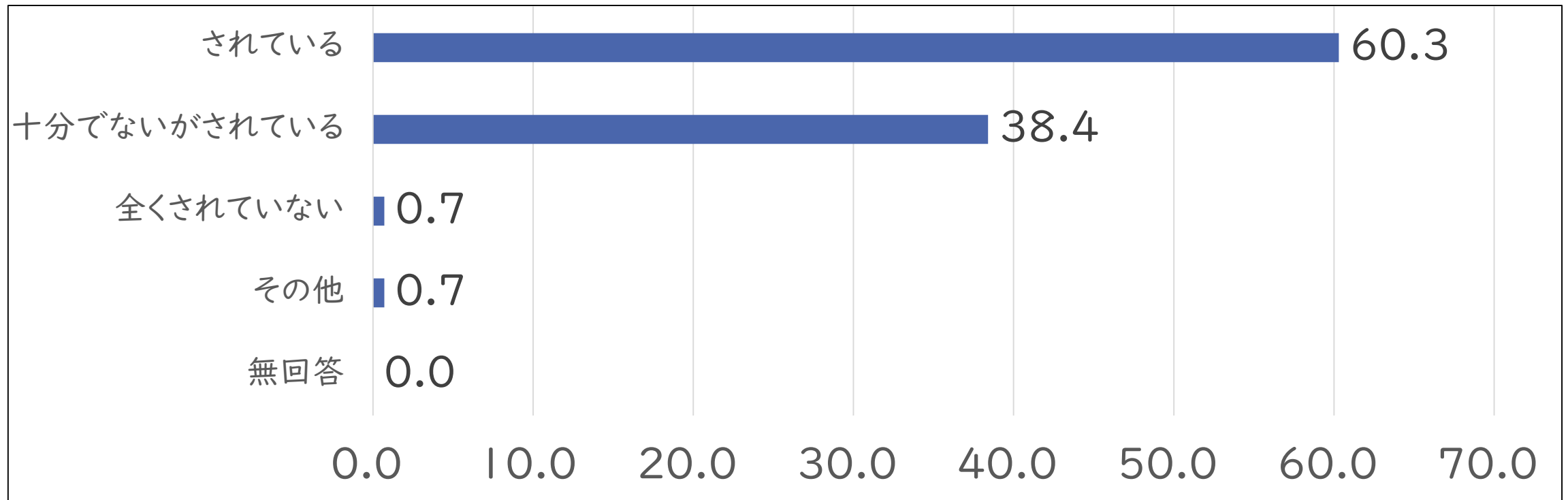
⑫-2 会長や役員の交代が円滑に行われるような工夫の内容(記述)

■推薦、選挙、会議での話し合いによるもの

- ・選挙(2)
- ・役員選考会で会長を選考し、会長の承諾を得て、副会長以下の会長に委任し、総会で承認可決。副会長に次期会長の適任者になっていた。
- ・前もって(1年前)からお願いして、了解を得る様にしている。
- ・役員会などの話し合いで決めている。
- ・会長は、推薦委員会を開き。本人に了解をいただき、発表、承認。他の役員は、新会長の指名。
- ・前会長から指名、情報共有で2、3年前より後継育成と副会長・会計の残留でバックアップしてもらい2・3期を継続し、後継者育成後交代を図る。
- ・交代前年度に適任者を選定し、打診する。
- ・年度変わりに新旧役員会を行い、引継ぎ事項の確認をする。
- ・班長会で推薦している。
- ・各組から役員候補者を挙げてもらい依頼をしていく。
- ・選挙選出にあたり、事前の人選と内諾確認。
- ・自治会内4班から2名ずつ選出された8人ですべての役員(10の任務)を決定の予定。前回(平成29年度)は輪番の中で立候補、令和2年度は受け手がなく、推薦で継続。
- ・会長及び副会長を合わせて、4年以上務めた人は再任されない
- ・3組の組長の内から、話し合いで決めている。
- ・会長が事前に本人の了承を得て、役員会で承認となる。

➡役員の交代方法については、輪番制、推薦、選挙、会議による話し合い、年功序列、経験年数により交代している。時期役員に対する事前の説得や引継ぎにより、円滑に交代がなされるよう工夫されている。

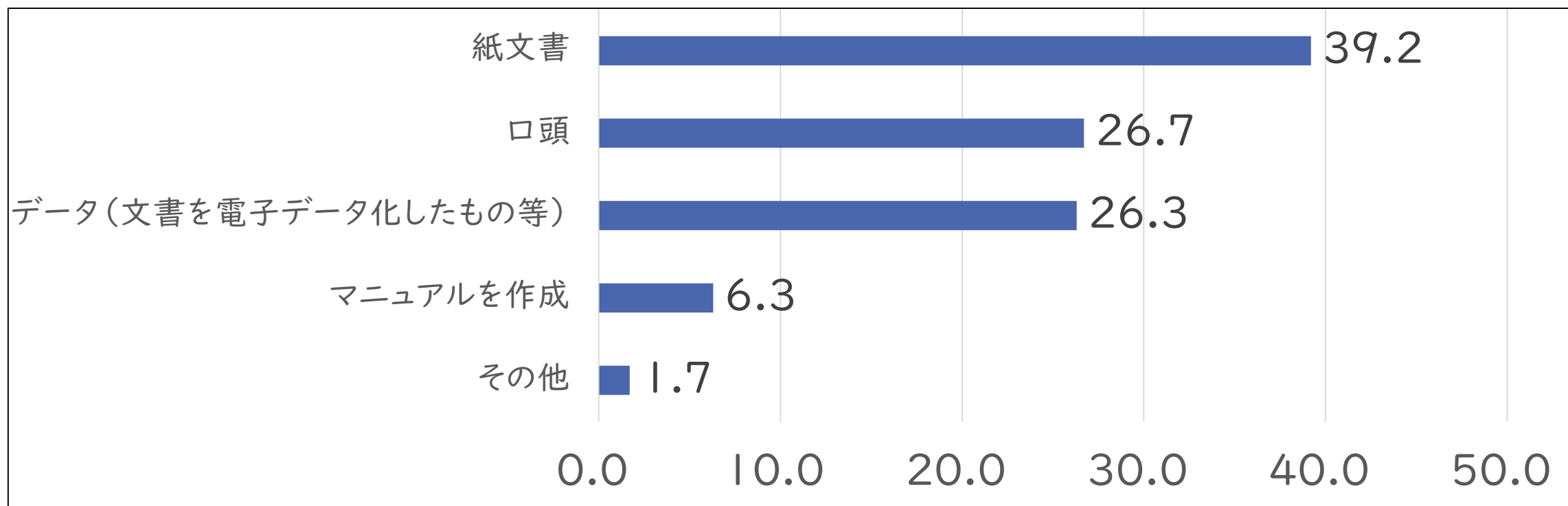
⑬役員交代時の区・自治会業務内容引継はされているか



➡ほとんどの自治会が役員交代時に業務内容の引継ぎを行っている。

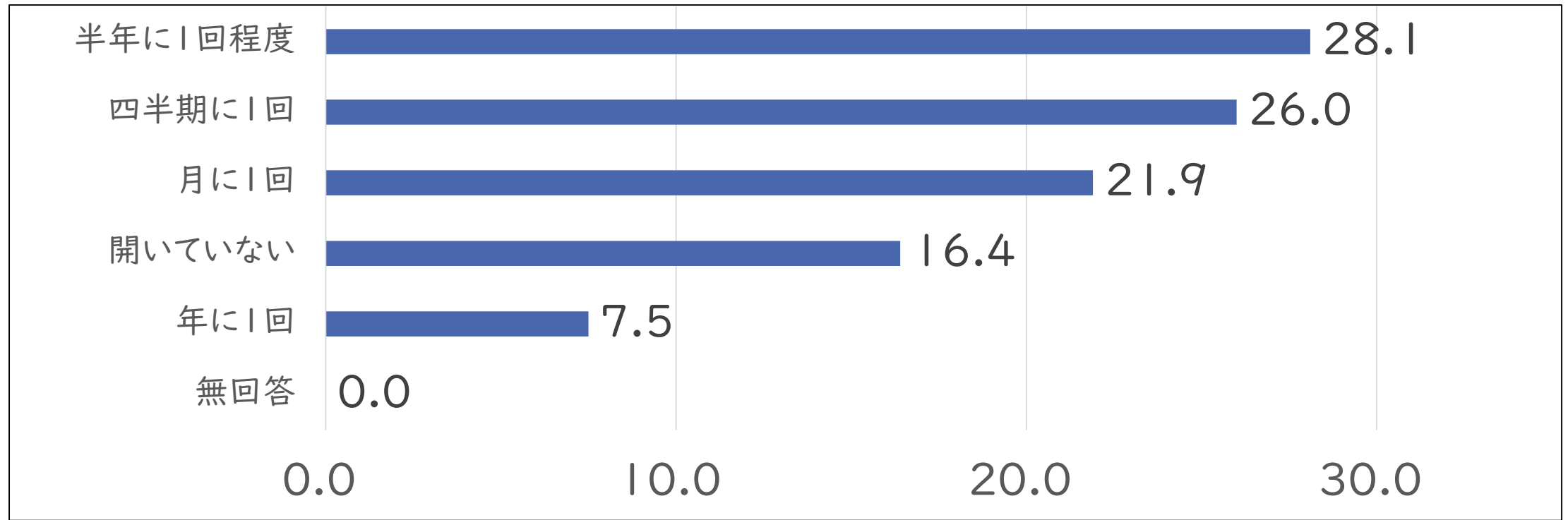
⑭役員交代時の区・自治会業務内容の引継について

※複数回答可



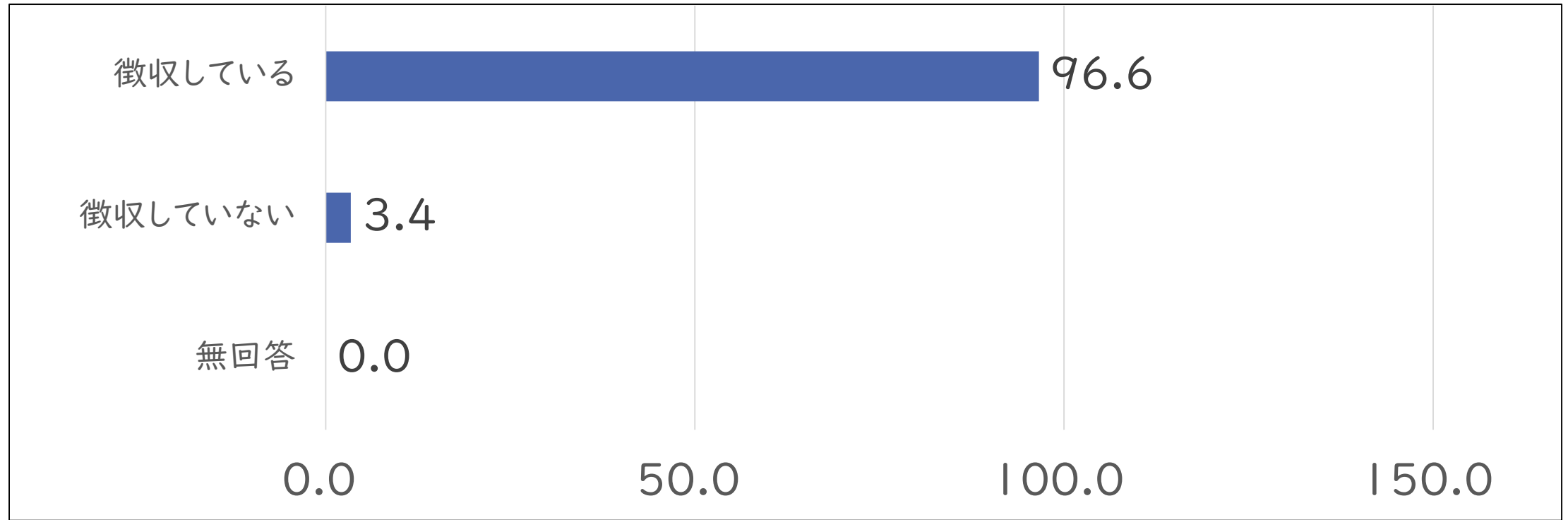
➡紙文書、口頭による引き継ぎが6割を超え、電子データの引継ぎは割合が少ない。

⑮役員会は、年に何回開催していますか。



➡役員会を開いていないや年1回のみの開催が4分の1を占めており、役員会を開催できていない自治会がある。

⑩区・自治会費は徴収していますか。



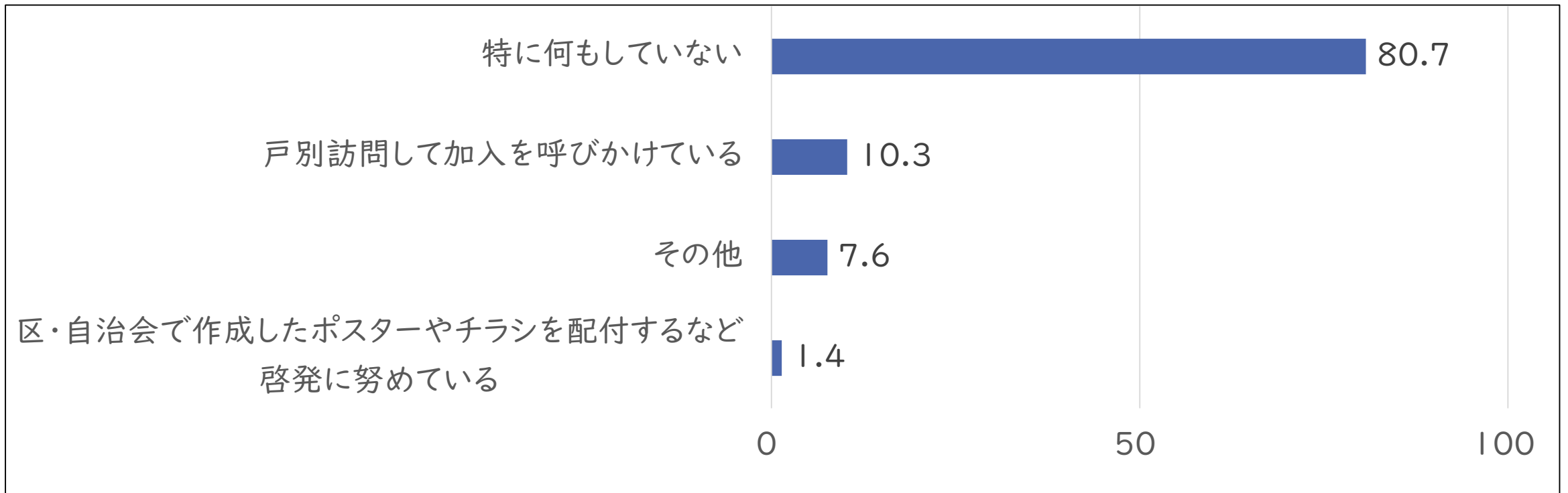
➡ほとんどの自治会が自治会費を徴収している。

⑩-2 1世帯当たりの会費（年額）は？

	自治会数	構成比
1～2,500円	4	3.0%
2,501～5,000円	14	10.4%
5,001～7,500円	20	14.8%
7,501～10,000円	25	18.5%
10,001～12,500円	29	21.5%
12,501～15,000円	16	11.9%
15,001～17,500円	1	0.7%
17,501～20,000円	22	16.3%
20,000円以上	4	3.0%
計	135	100.0%

➡10,000円前後の自治会が半数を占めている。

⑰加入促進のためにどのような取組みを行っていますか。



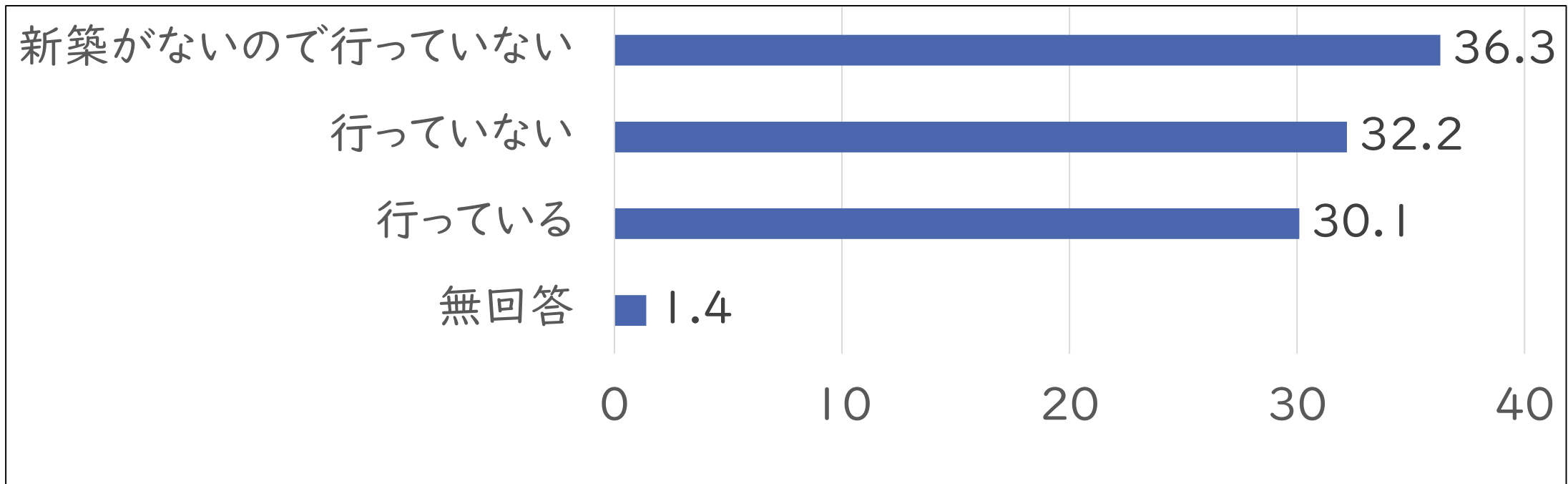
➡ほとんどの自治会が加入促進の取組みを行っていない。

⑪7 加入促進のためにどのような取組みを行っていますか。
【その他意見(記述)】

- ・加入者から各地区の代表者に連絡がある。
- ・全世帯が加入している
- ・転入者無し
- ・班長に一任している。
- ・組長がまわり、町費を集金し、新規加入者は総会議事録と会長の説明を実施

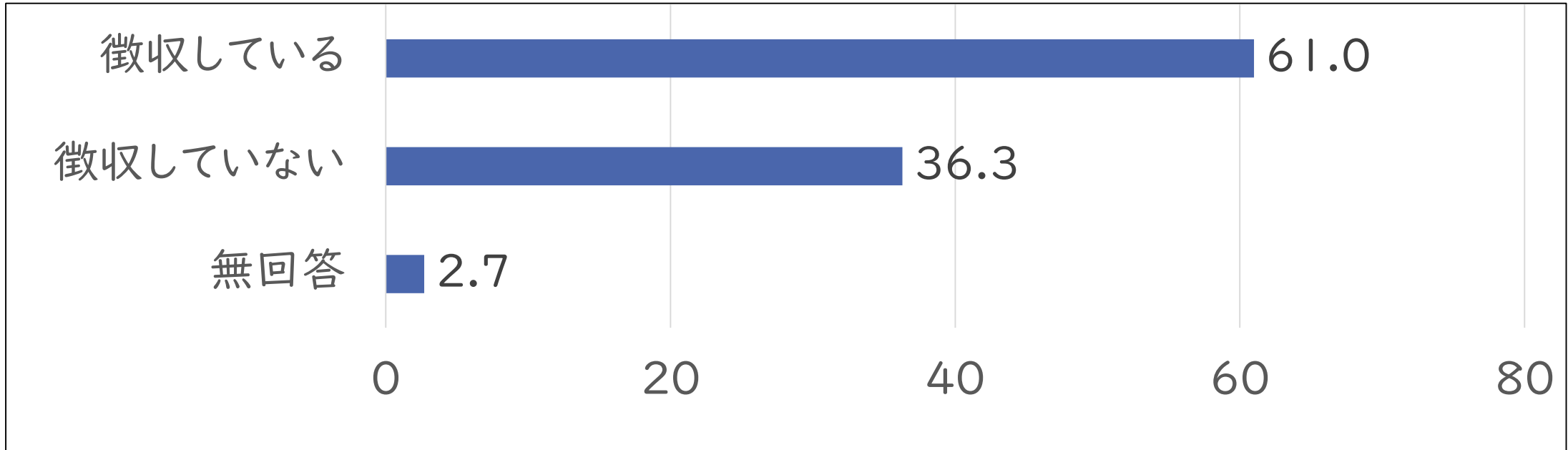
➡新規加入者が自治会長に連絡するか、役員が新規加入者にアプローチして加入を呼び掛けている。

⑱区・自治会地域内の新築・転入等住宅(マンション・アパート含)
への新規入会の働きかけをしていますか。



➡新築等のない場合が多いが、あった場合でも新規入会の働きかけしていない自治会が3割を超えているため、新規加入につながっていないと推察する。

⑱新規入会時に、入会金を徴収していますか。



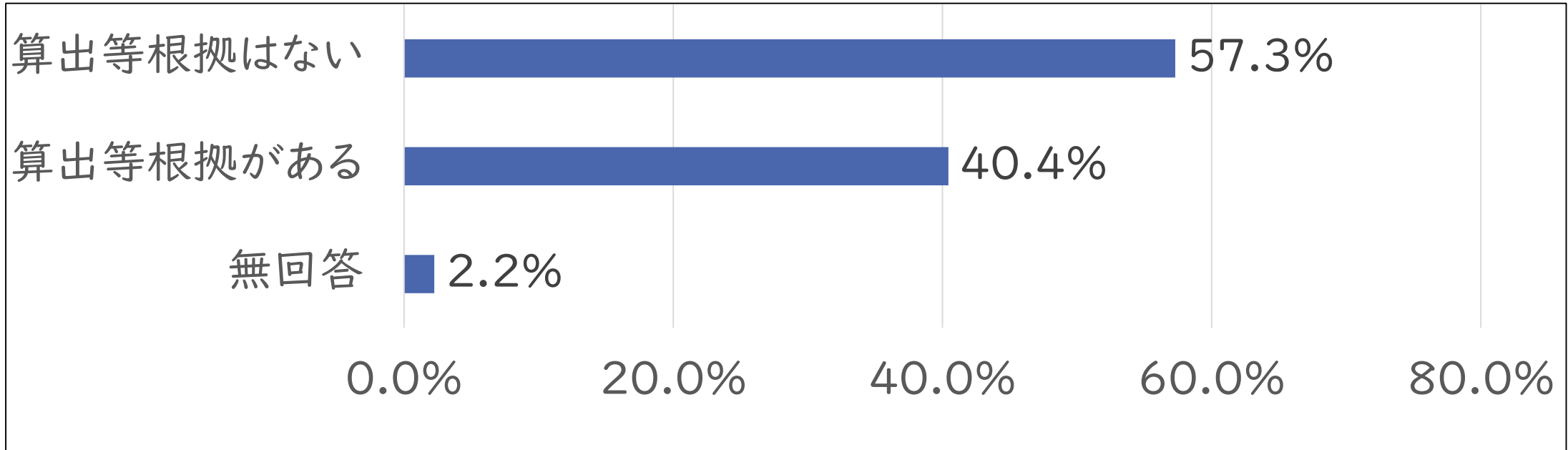
➡自治会加入時に入会金を徴収している自治会が6割を超えている。

⑬-2 入会金の金額について

	自治会数	構成比
1～5,000円	10	12.8%
5,001～10,000円	13	16.7%
10,001～30,000円	19	24.4%
30,001～50,000円	15	19.2%
50,001～75,000円	3	3.8%
75,001～100,000円	12	15.4%
100,001～150,000円	2	2.6%
150,001～200,000円	2	2.6%
200,000円以上	2	2.6%
計	78	100.0%

➡50,000円以下が7割以上を占めているが、20万以上と高額な入会金をとっている自治会もある。

⑱-2 徴収している自治会で算出根拠はあるか？



➡算出根拠がない自治会が6割近くとなっており、根拠が定められていない。

⑱-2 新規入会時に説明されている算出等根拠

【その他意見(記述)】

■自治会規約に定めている。

- 自治会費の徴収規定による。
- 以前は、集会場建設時の各世帯の負担額を基準としていたが、現在は規約を改正して1万円と定めている。
- 自治会費の1世帯分
- 月1,000円
- 入居開始時期から徴収月×月1,000円
- 入会してから月500円 入会した月による。

■自治会の残高を参考に軒数割している

- 自治会の全財産を戸数で割った全額に同等の額。
- 前年度の自治会会計残高と集会所会計残高の合計を世帯数で除した金額で、100円単位を四捨五入した一世帯当たりの持ち分(権利金)を入会金としている。
- 入会時に、3月末までの金額を集金する。
- 多目的集会所ができた時期に25万円/戸が提供されている。
- 自治会の運営に対して、収入・支出を算出して徴収している。

■集会所建設負担金として

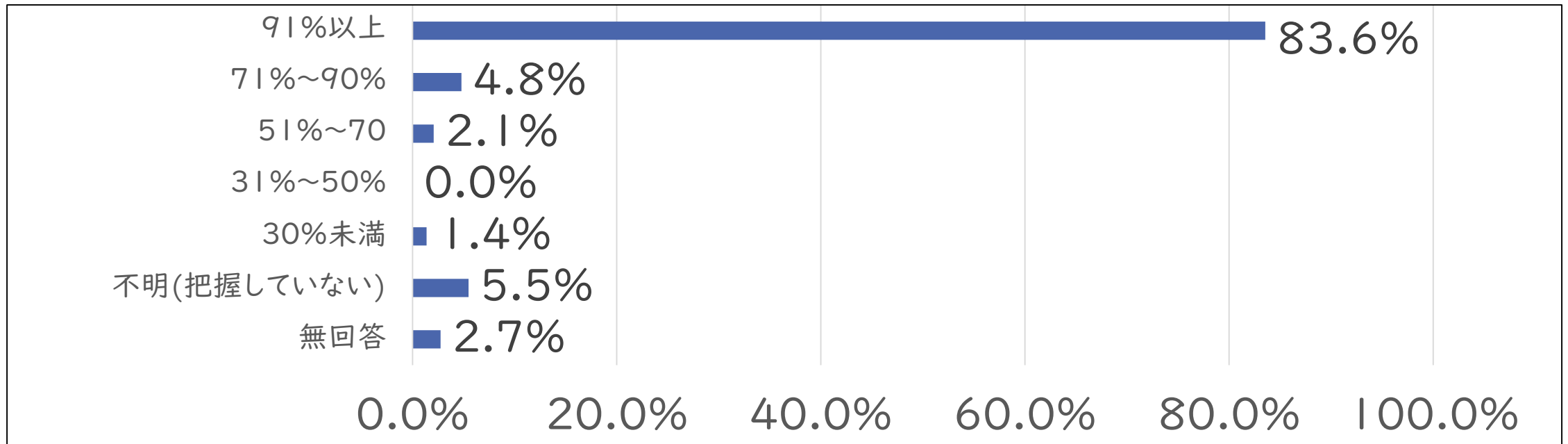
- 集会所を建設した時の各戸の費用負担額を根拠にしている。
- 公民館建築費用の一部負担金・備品購入費用の一部負担金
- 徴収した前例がないが、昭和57年に入会時の入会金についての取り決めがあり、集会所建設に伴い当時の会員が費用負担として20万円を負担したため、今後は入会金として20万円と決めてある。

■その他の根拠

- 他の自治会の金額を参考にしている。
- 新規会員があれば、皆さんで金額を協議してもらいます。

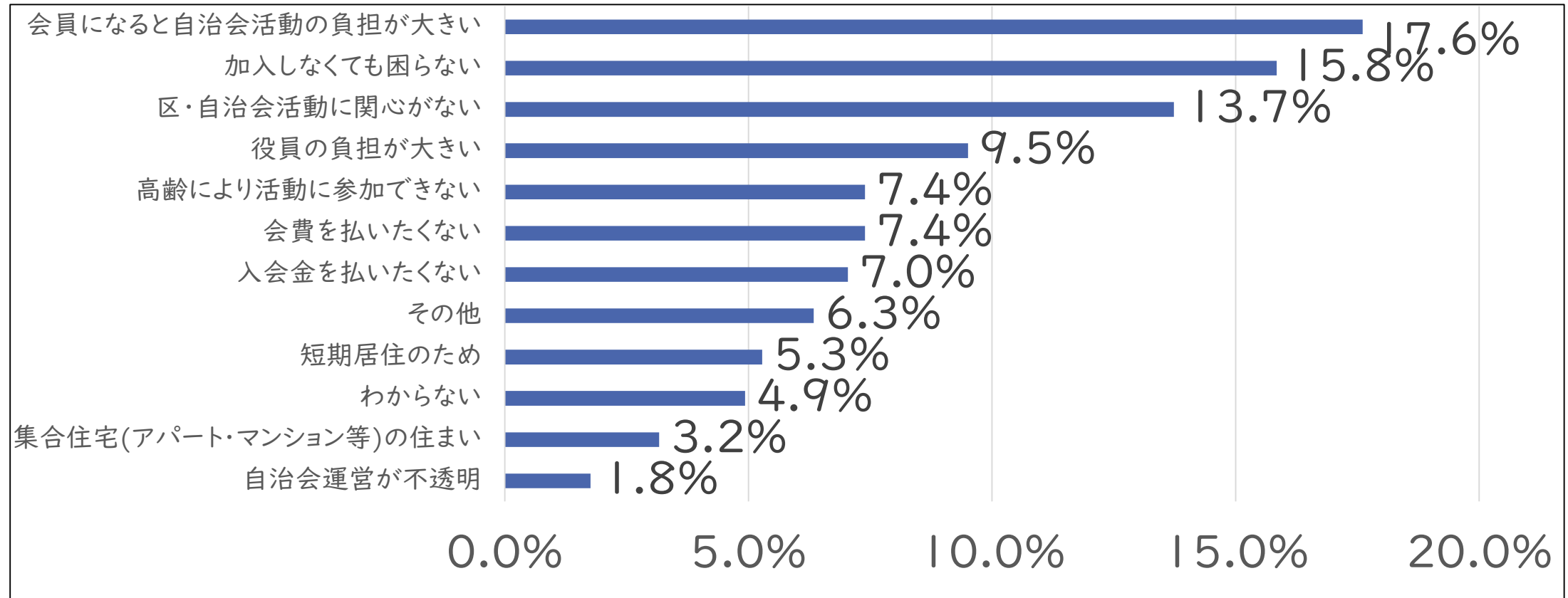
➡算出根拠は、自治会規約に根拠を定めている、集会所建設負担金、自治会会計の残高を参考に件数割が主なものとなっていることがわかる。

②⑩区・自治会の加入率について



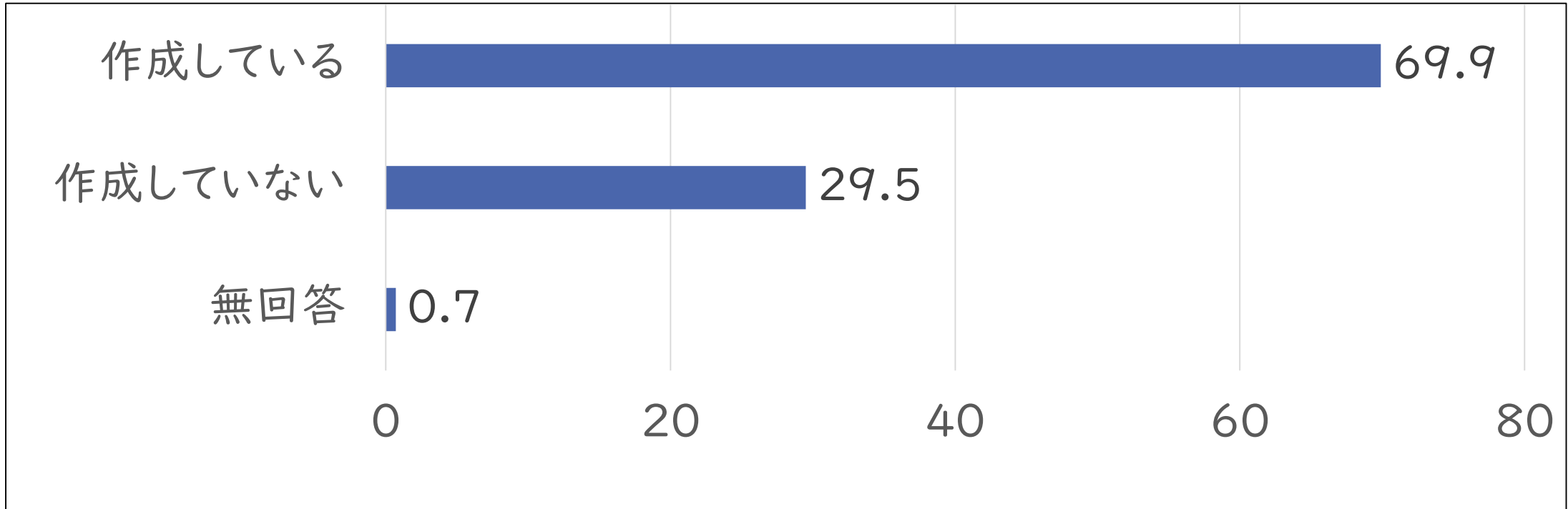
➡市全体の加入率は83.0%となっており、2割近くの市民が自治会に加入していない。人口減少に伴う単身世帯の増加により、自治会加入率は減少してきている。この設問により、中には70%以下や30%を下回る自治会も存在していることがわかる。

②① 未加入世帯(者)について、区・自治会に加入しない理由は何だと思いますか。



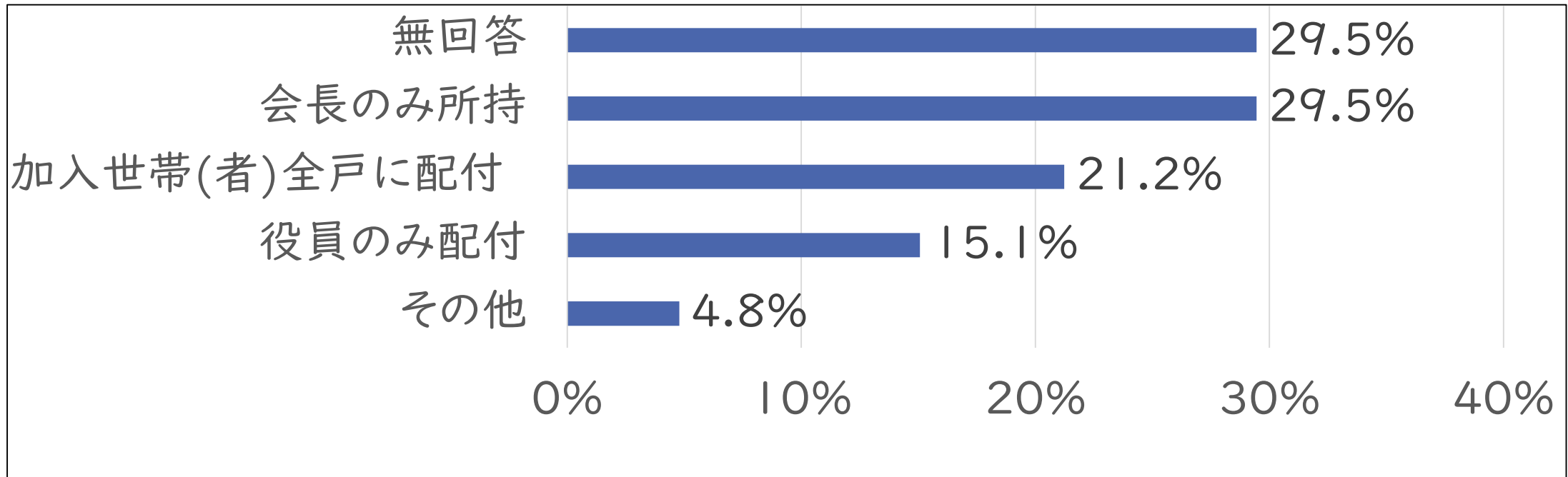
➡自治会活動に対する負担、入会金・会費の支払いに関する項目の割合が高く、未加入者にとってはメリットが感じられず、活動内容の説明や、参加しやすい自治会づくりが必要である。

②② 会員名簿を作成していますか。



➡ 名簿作成していない自治会が3割となっており、個人情報の共有がなされていない自治会があり、共有に関して抵抗がある市民も見受けられる。

②②-2 ②②で「作成している」と回答した区・自治会において会員名簿の取扱いは？



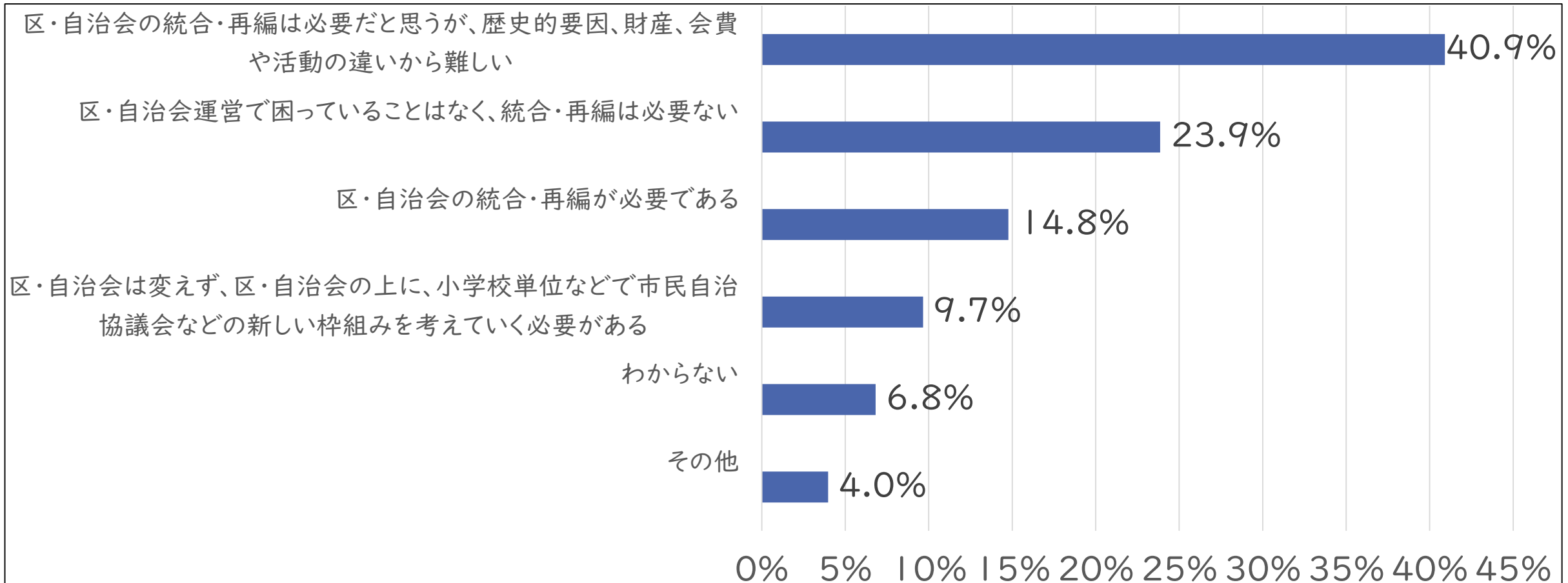
➡加入している自治会員に配布している自治会は2割程度となっており、自治会員に名簿が共有されておらず、役員のみが把握している自治会が多い。

②-2 会員名簿の取扱いについて【その他意見(記述)】

- ・区長・自治会長のみ所持
- ・回覧版に添付
- ・集会所内に氏名のみ掲示
- ・個人情報につき取り扱いに注意しながら、緊急連絡簿を異動の生じる都度、全員に配布している。
- ・集会所に保管
- ・会計のみ
- ・担当役員のみが厳重に保管所持

➡名簿については、個人情報になるため、取扱いに配慮しながら運用していると思われる。

②③ 区・自治会の統合・再編等について



➡自治会の統合・再編については、7割近くの自治会が必要であると回答している。しかし、歴史的要因、活動の違いなどから統合の難しさを感じている自治会が4割を超えている。

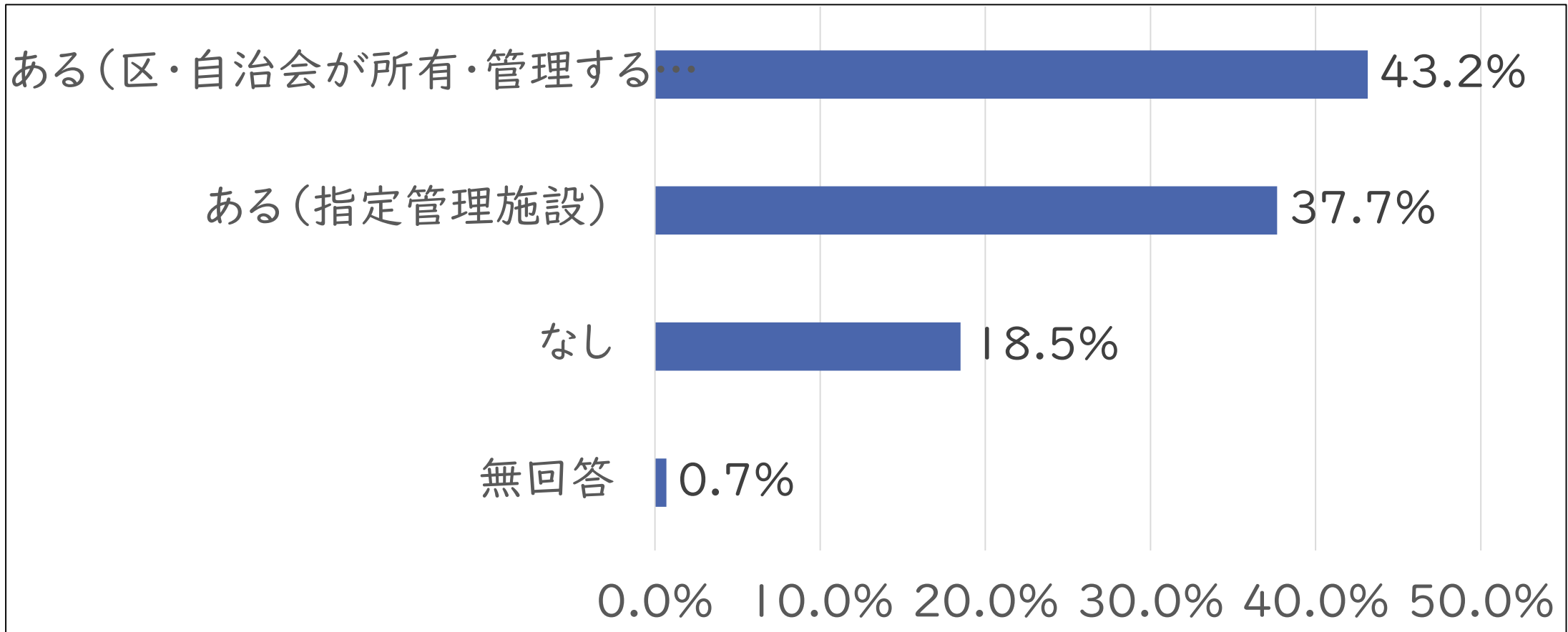
②③-2 区・自治会の統合・再編等について

【その他意見(記述)】

- ・できるだけ活動の幅を広げないこと。(新型コロナウイルス禍の中で、活動が縮小できているのでかえって助かっている。)
- ・統合・再編するほどの困り事はない。
- ・会長の引き受け手がない。どの組織にもある。
- ・統合は混乱を招くだけ必要ない。
- ・農業地区別との関連も考慮して、行政区分で見直しをする。
- ・身近な問題解決に結びつく条例整備。

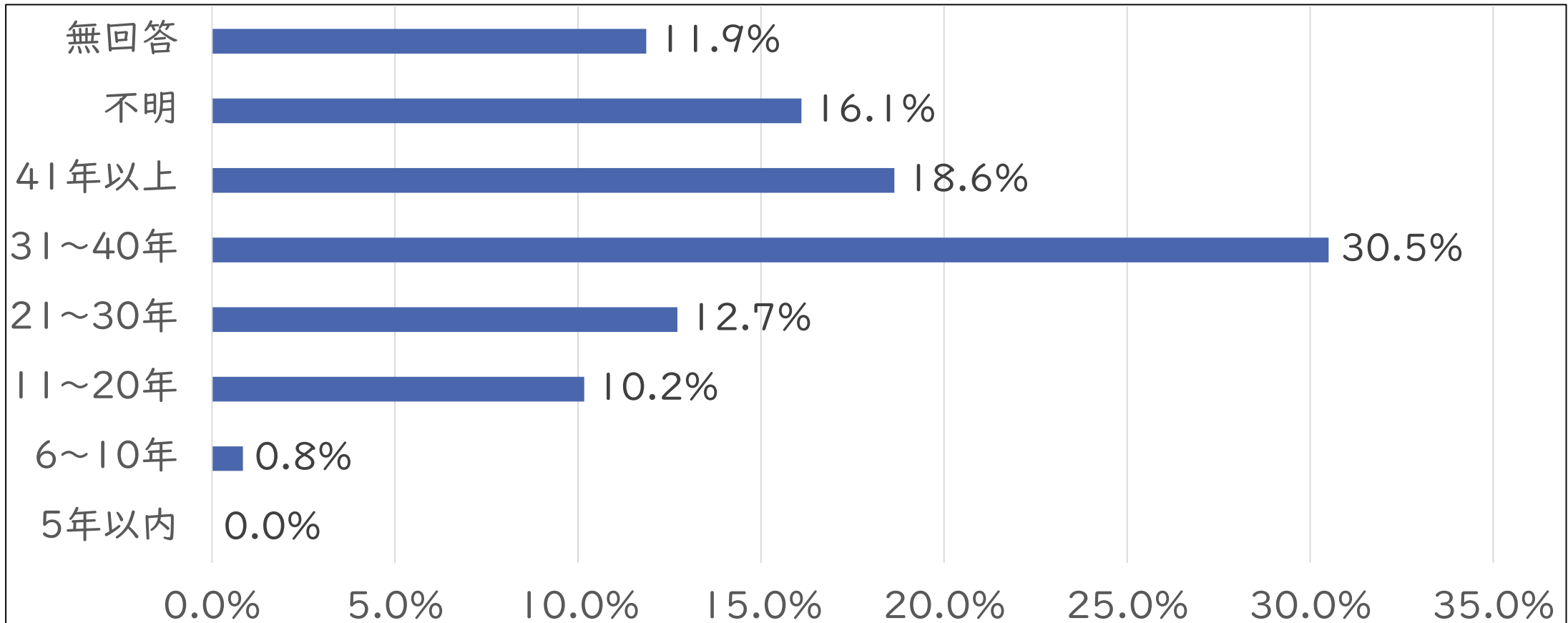
➡統合は混乱を招く、行政区分で見直し等の意見がうかがえる。

②④区・自治会に集会施設はありますか。



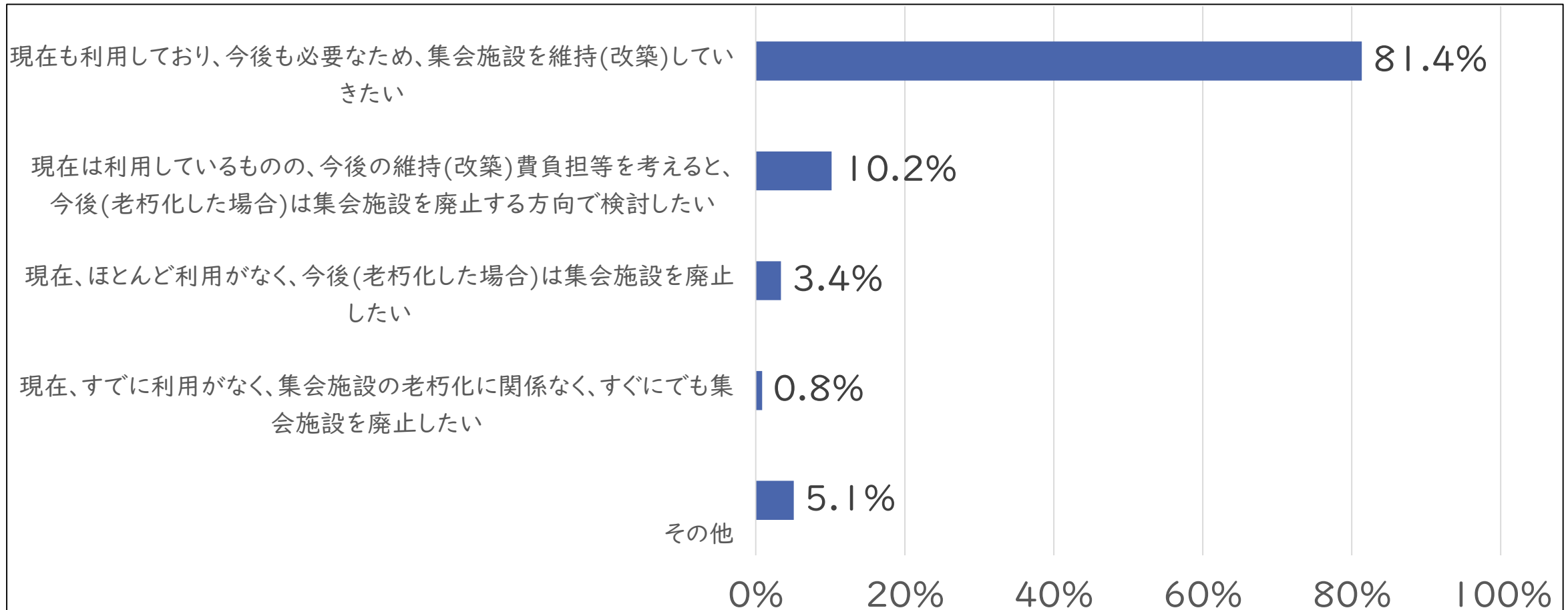
➡集会所を所有している自治会は8割となっているが、所有していない自治会も2割近く存在することがわかる。

②④-2 集会施設の築年数について



➡築40年を超える集会所が2割近くあり、5割の集会所が築30年以上となっており、集会所の老朽化が進んでいる。

②4-3 集会施設の今後(老朽化した場合)の維持について



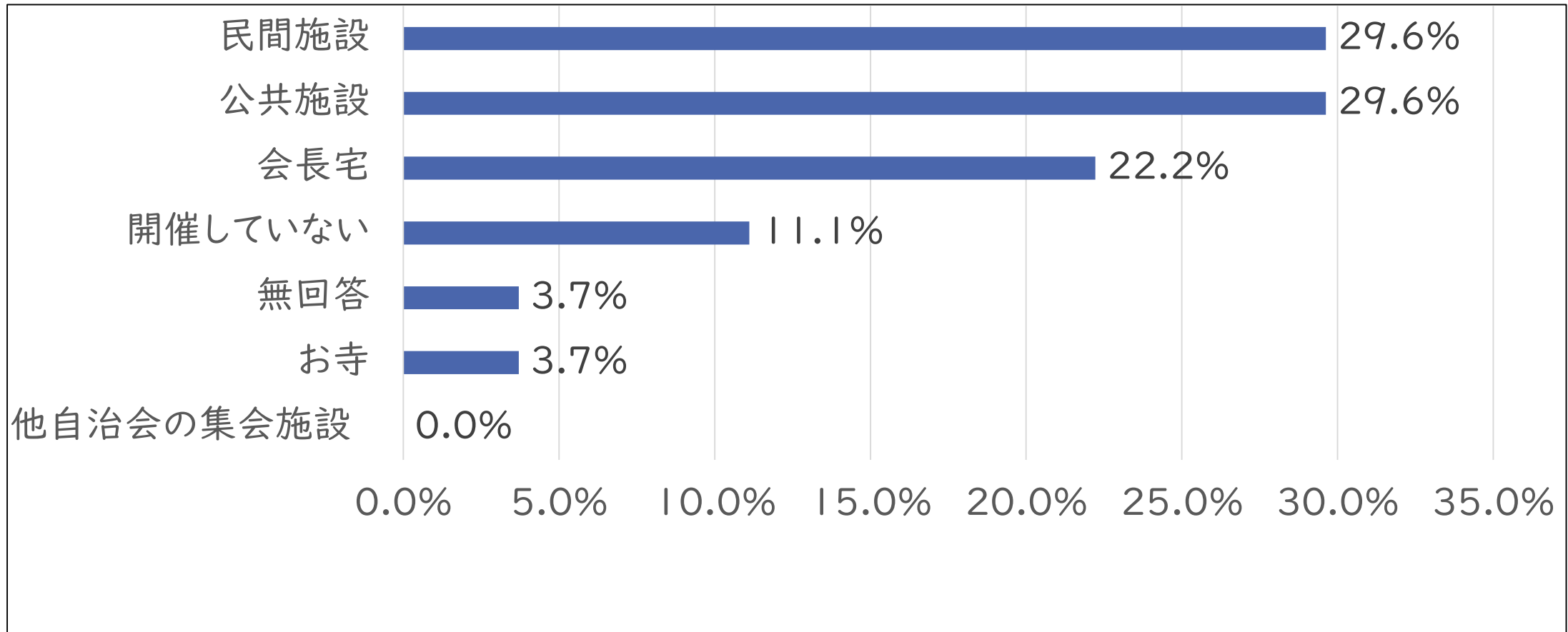
➡8割以上が維持改築を希望している。15%程度であるが、利用率及び維持費の負担等の理由により廃止を検討したいと考えている自治会がある。

②④-3 集会施設の今後(老朽化した場合)の維持について【その他意見(記述)】

- ・毎年積み立て予算を計上している。約7万円/年。
- ・現状は、まだ維持できているが、将来、改築費用負担が必要となった場合、廃止を含めた検討が必要となることもある。
- ・維持、廃止の議論はされていない。
- ・集会所の老朽化は今後の検討課題です。
- ・集会所はあるが、利用度が少ない。
- ・未定

➡集会所の今後については、老朽化に伴う改築費用に多額の費用がかかるため、積立をしたり、廃止を含めた検討等の意見がうかがえる。

②④-4集会所がない自治会は集会(総会等)をどこで開催していますか。



➡集会所のない自治会は、飲食店や公共施設を借りて実施していることが多い。
開催できていない自治会も1割を占めている。

②④-4 民間施設・公共施設で開催する場合の具体的な場所は？

● 公共施設

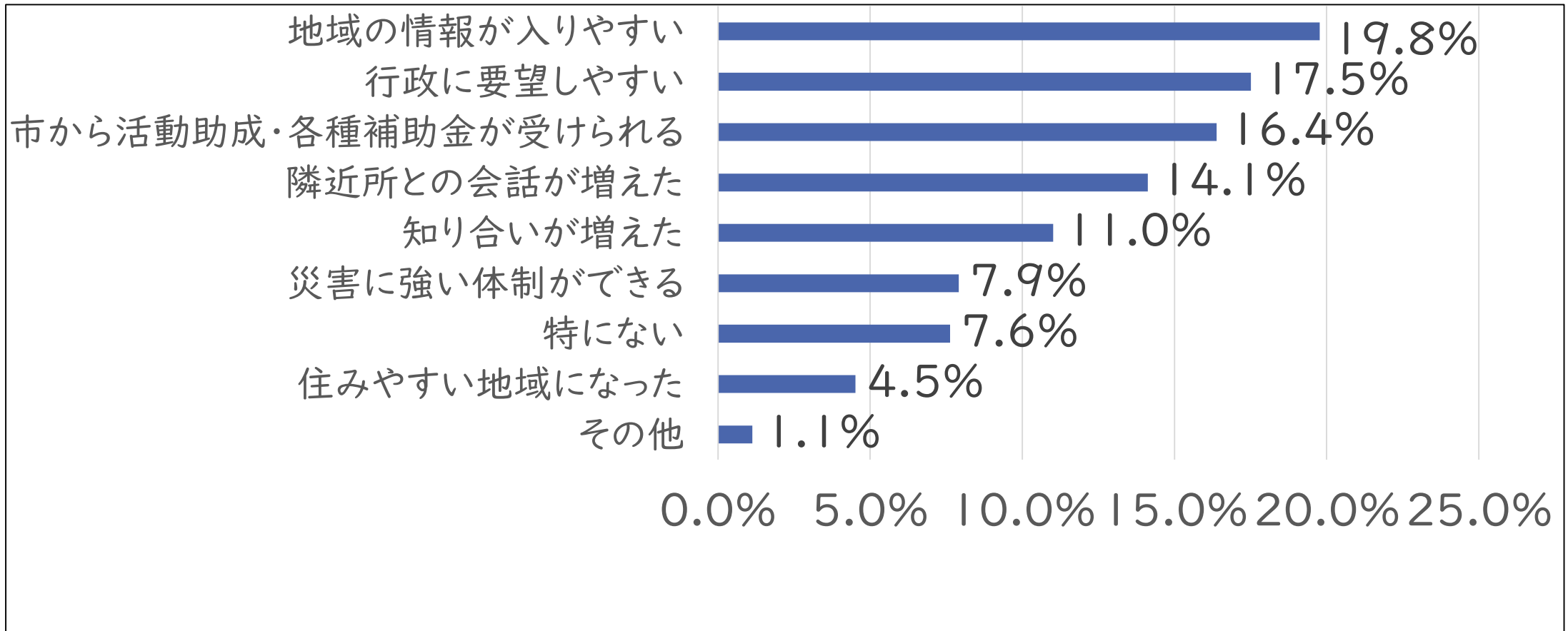
- ・農事研修センター
- ・ひまわり、文化センター
- ・海津総合福社会館
- ・福祉センター、ふれあいセンター、ふるさと会館
- ・小学校の体育館
- ・海津苑、アクアパーク内の施設
- ・海津温泉

● 民間施設

- ・食事処
- ・役員会→喫茶ひまわり
- ・レストラン
- ・波乃屋にて。同様自治会のため。
- ・稻荷神社の社務所
- ・喫茶店
- ・レストラン海津
- ・喫茶店 フォンテンプロー

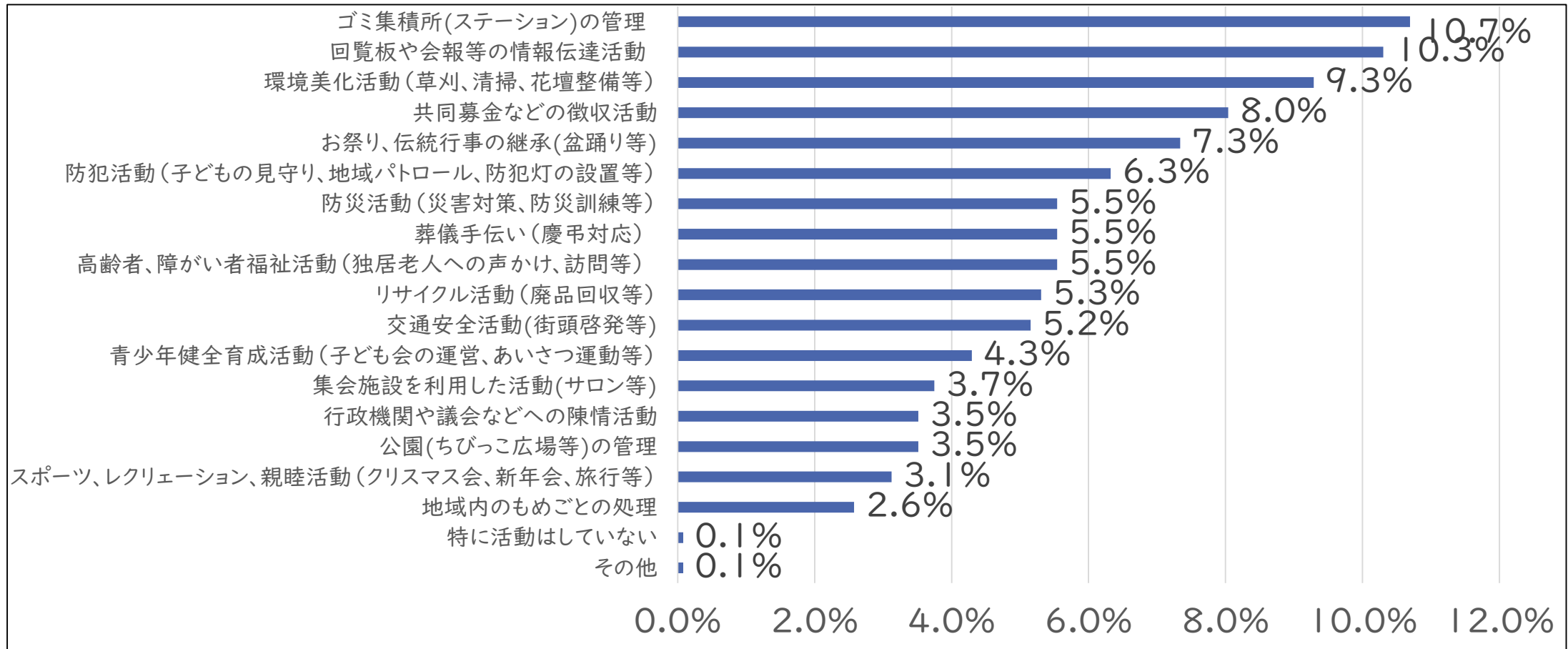
➡集会所のない自治会は、近隣の飲食店や公共施設を借りて実施していることが多い。

②⑤区・自治会活動のメリットについて



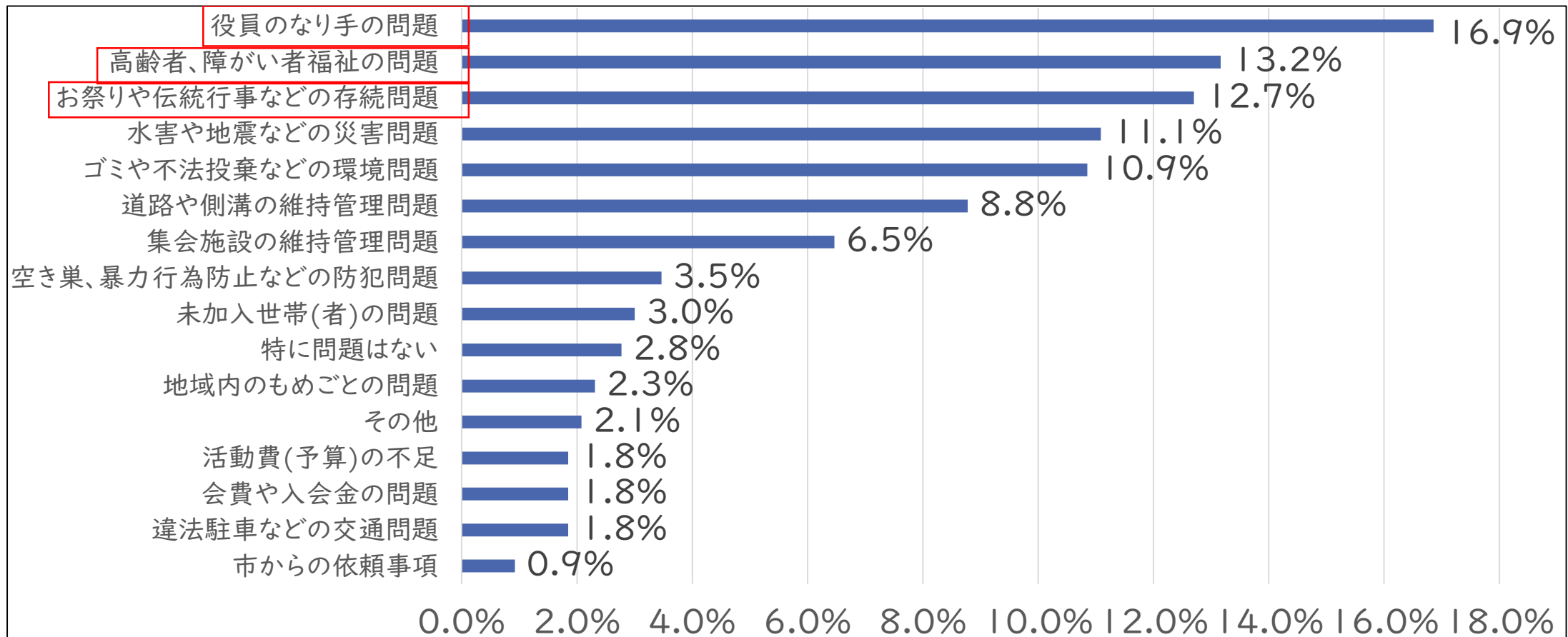
➡地域の情報の入手、行政への要望、補助金助成金の受けられやすさが上位となっている。地域での住民の繋がりにメリットを感じていることもよくわかる。高齢者への関わりの向上、自治会活動見直し、住所地への愛着などが他の意見としてあった。

②⑥区・自治会で実施している活動について



➡地域の情報の入手、行政への要望、補助金助成金の受けられやすさが上位となっている。地域での住民の繋がりにメリットを感じていることもよくわかる。高齢者への関わりの向上、自治会活動見直し、住所地への愛着などが他の意見としてあった。

②⑦区・自治会を運営するなかで、抱えている課題や不安について



➡役員のなり手、高齢者等の要配慮者、お祭りや伝統行事の存続の問題について課題と感じている自治会が多く、運営においては、役員の選出や行事の存続に課題があることがわかる。また、高齢化に伴う高齢者福祉に関する課題についても不安を感じている。

②7-2 区・自治会を運営するなかで、抱えている課題や不安について【その他意見(記述)】

●市からの依頼事項

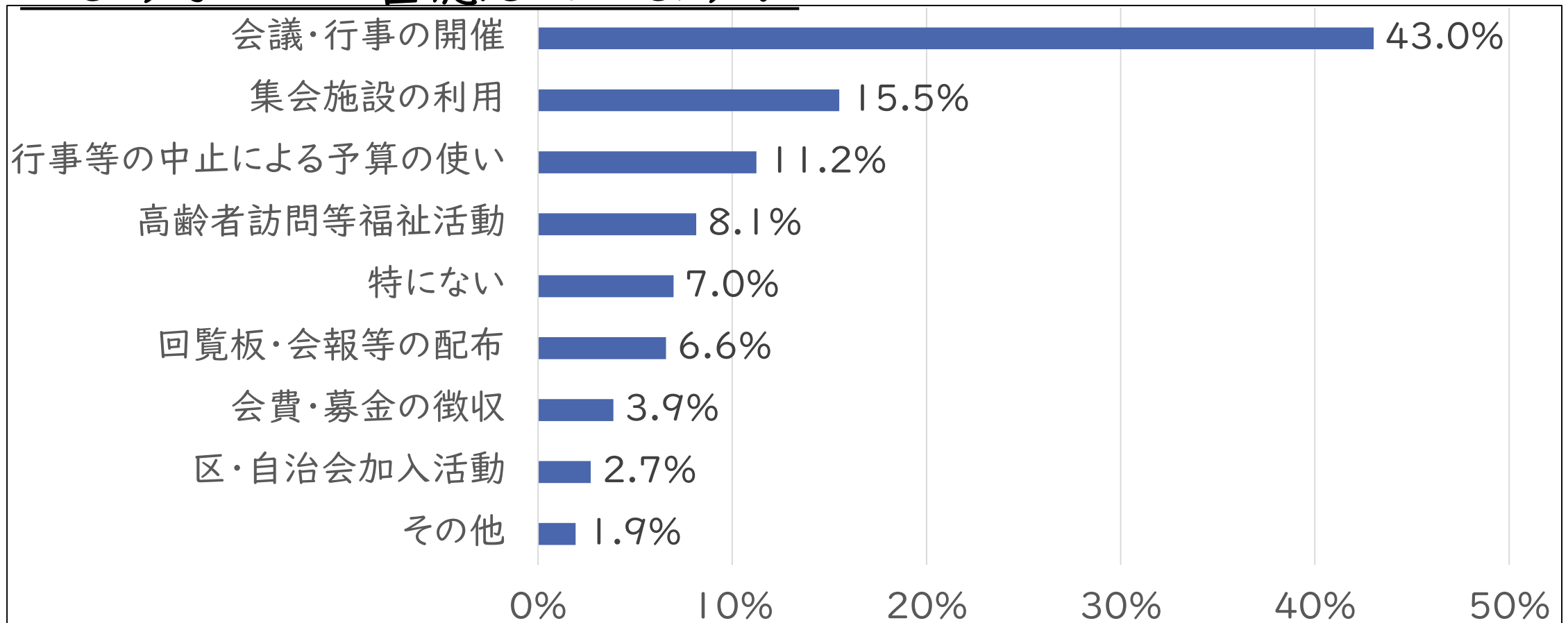
- ・寄付が多く、自治会に入らない人との不平等感がある。
- ・集会所
- ・住宅地域のため、防火に危惧あり。
- ・派出所の撤退により治安が悪くならないか。地域には不安である。

●その他

- ・神社、墓の維持、今後の世帯数の減少。
- ・世帯数の減少による活動の減少
- ・空き家、空き地の草の問題
- ・個人主義、孤独主義、孤立主義の傾向か。コミュニケーションがとりにくい。
- ・草の管理

➡今後の世帯数の減少に伴う活動の縮小、自治会非加入に関する問題、コミュニケーションの取りづらさ等の課題が見受けられる。

②⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響で、区・自治会活動のどのようなことに苦慮していますか



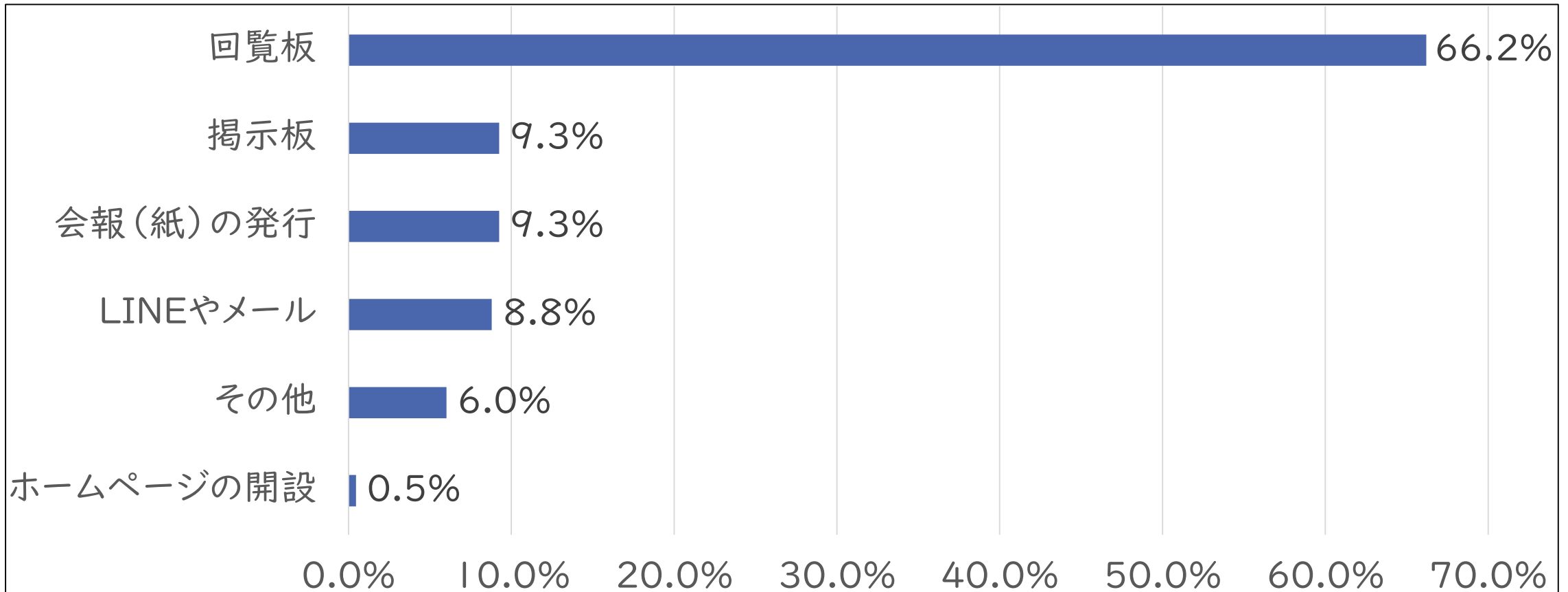
➡コロナ禍における自治会活動では、人が集まる会議・行事を開催することができず、人と接する活動が主となっている自治会活動は難しくなっている。

②⑧-2 新型コロナウイルス感染症の影響で、区・自治会活動の どのようなことに苦慮していますか【その他意見(記述)】

- ・総会は書面審議決議をここ3年実施。
- ・行事で集まることが無く、コミュニケーション不足である。
- ・活動が制約され、かえって常勤の仕事を持っている身にはありがたい。
- ・ソーシャルディスタンスでの集会。
- ・総会、集会等の活動制限でコミュニケーションが一層取りにくくなっている。

➡書面会議の開催、集まる機会がないことによるコミュニケーション不足、集会の開催方法等に苦慮していることが見受けられる。

②⑨ 区・自治会での情報伝達手段について



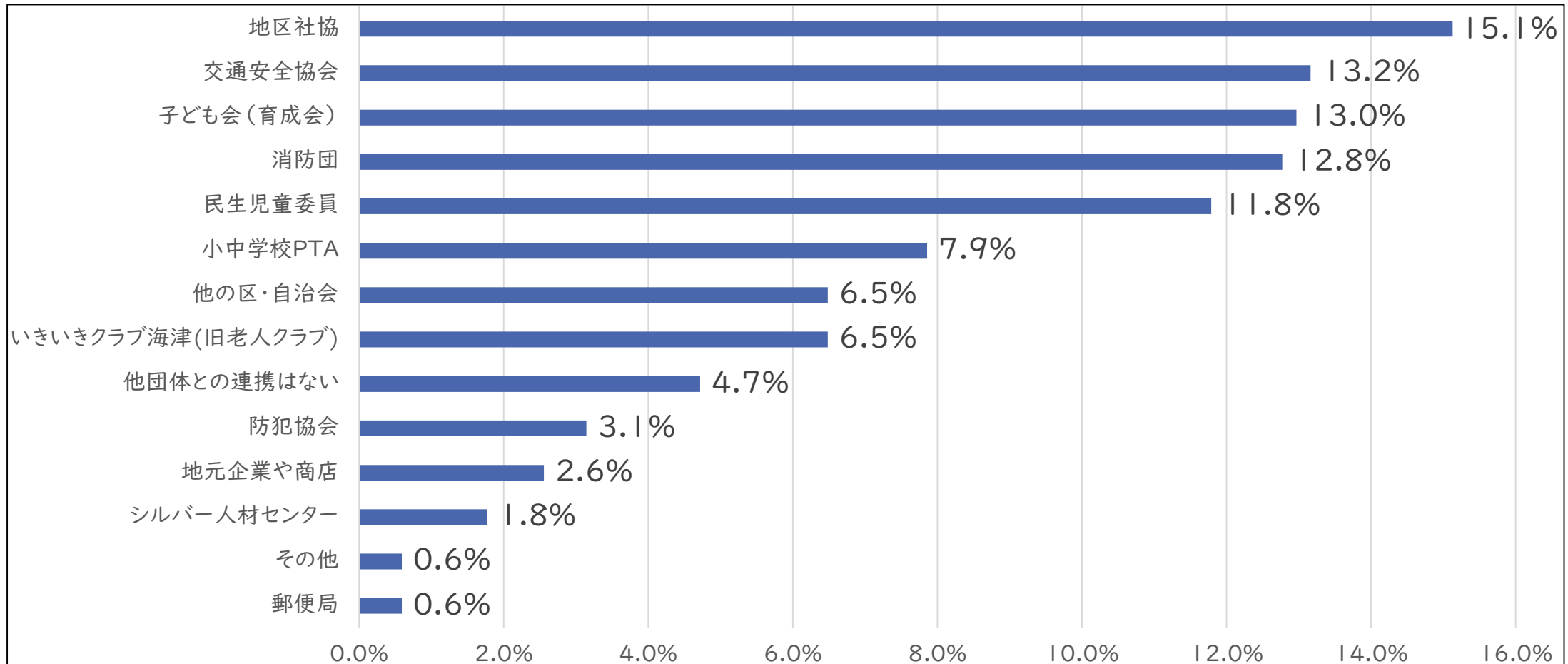
➡自治会における情報伝達手段は、回覧版が大半で、紙での伝達手段が主流となっている。LINEやメール等のデジタル手段は1割にも達していない。

②9-2 区・自治会での情報伝達手段について

- ・自主作成の回覧物
- ・電話
- ・宅配
- ・伝達事項(紙)を会長が配布。
- ・電話
- ・グループの喫茶店等によるコミュニケーション。
- ・会議
- ・掲示板もあるが、近年利用していない。
- ・毎月、定期行事の時に情報伝達
- ・会合
- ・世帯数が少ないので、多少の物はコピーしている。
- ・関係者間の電話
- ・随時、各戸配布文書の発行。

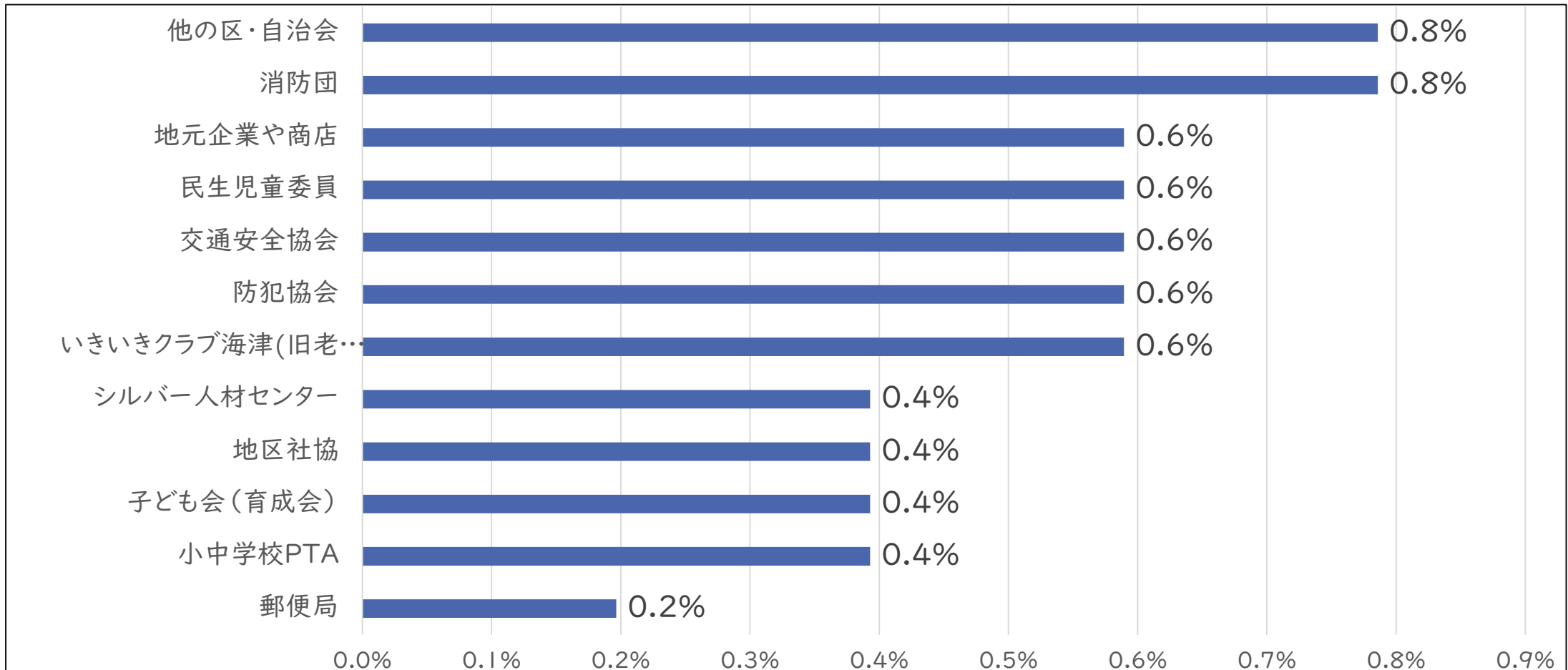
➡情報伝達手段については、昔ながらの伝達手段で行っている自治会が多い。デジタル情報伝達手段の浸透は図られていない。役員が何かを自治会内に伝えようとするとき、負担が生じている。

③⑩各種団体との連携はありますか



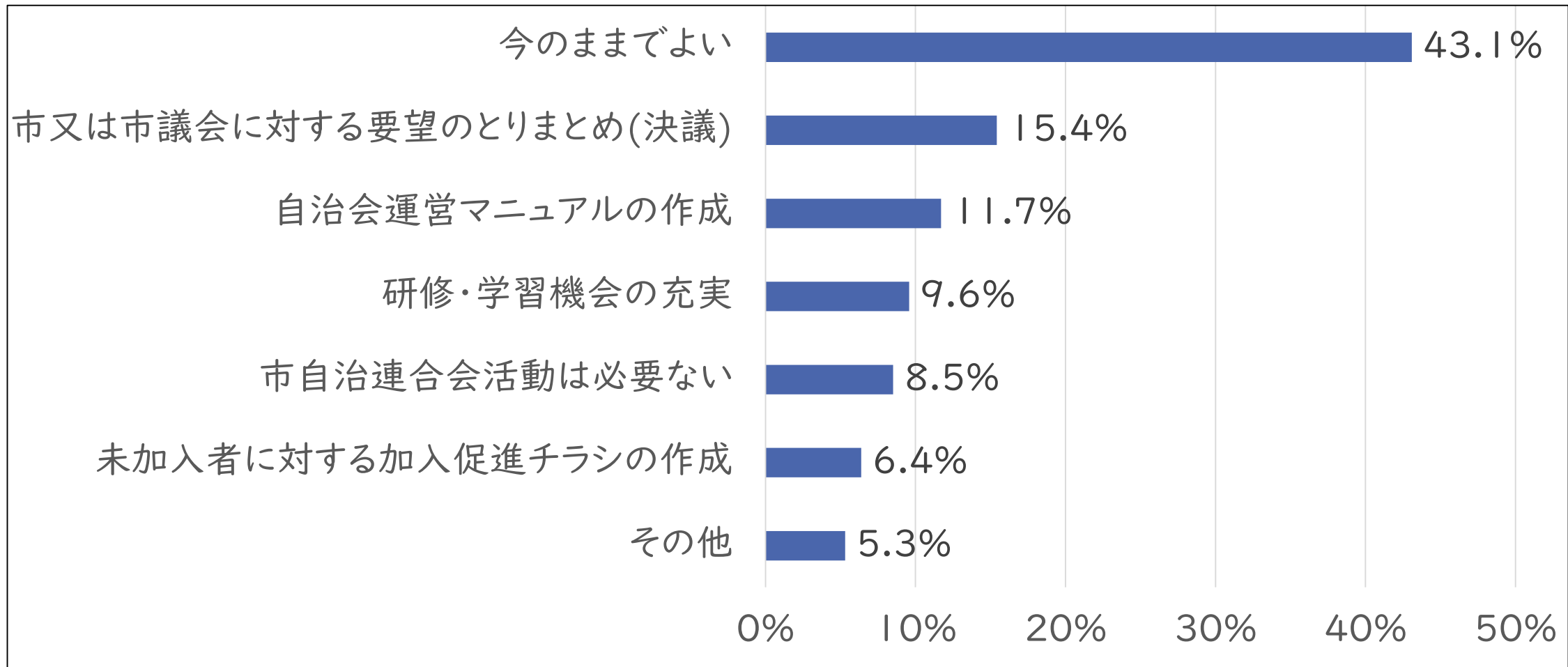
➡地域の地区社協との連携割合が高く、活動も多くなっている。交通安全協会、子ども会、消防団、民生児童委員とのかかわりも高くなっている。

③⑩-2 今後新たに連携したいと思う団体は



➡他の自治会と連携したいとの回答が多い。回答数が32と少なく、新たに連携したいという自治会は少なくなっている。

③ 市自治連合会は、今後どのような活動をするべき



➡現状維持が4割であるが、要望のとりまとめ、運営マニュアルの作成、研修の充実、加入促進チラシの作成についても選択されており、自治会長としては必要と感じていることがわかる。

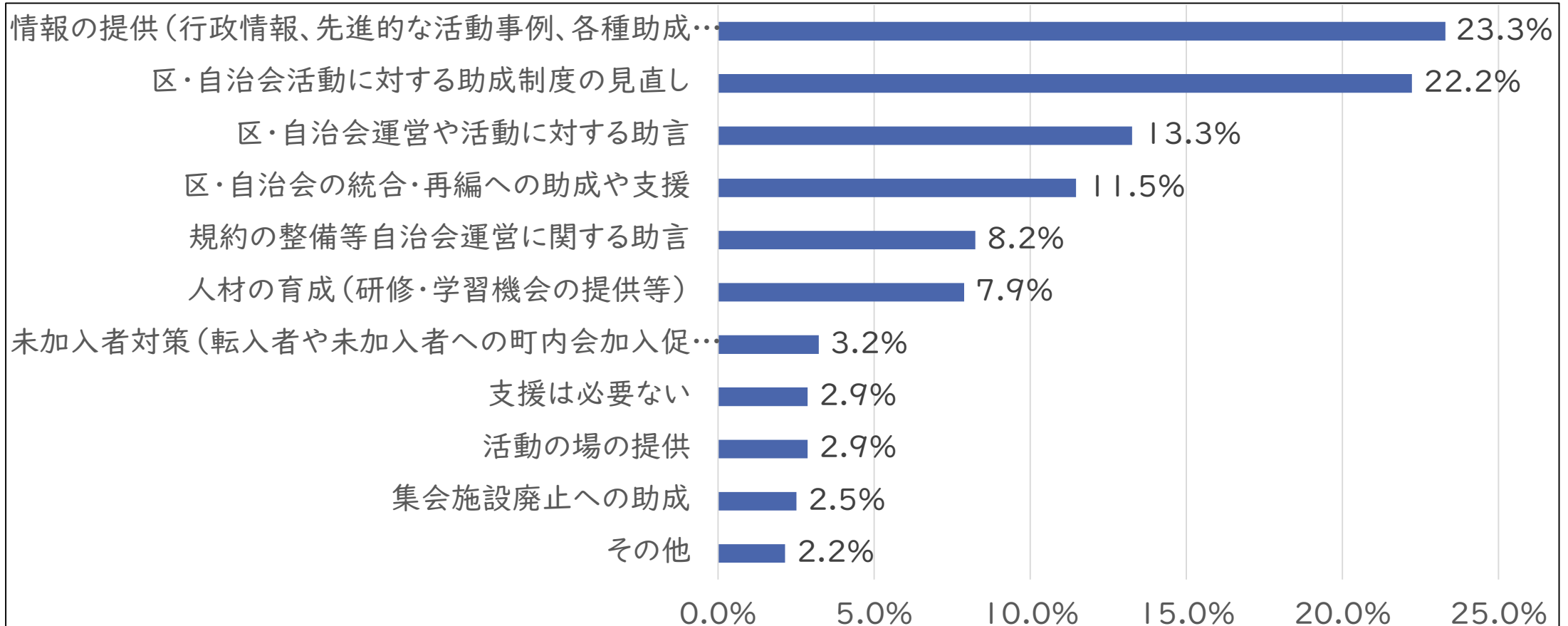
③ 市自治連合会は、今後どのような活動をするべき

【その他意見】

- 総合の検討、課題の共有
- 市民自治協議会の立ち上げ、行政と市民と議会をつなぐ活動
- Zoom、LINEを利用した独居老人の定期ミーティングや支援のためのIT研修。
- 人口減少に伴う活動見直し。
- 市議会との連携
- 自治会長の初年度であり、市自治連合会の活動がコロナ禍のため無かったので解らない。
- 社会が、利己と利他の両極端になってきていて、利己が圧倒的に多くなっているのではないか。
- 各自治会の会費、予算概要、集会施設の状況、維持管理経費等、活動内容が分かる資料の取りまとめと配布。
- 自治会と社協の役員の兼務が多い事から、各地域において統合しても良い。
- 空家、空地問題等身近な問題が解決できる条例の整備につながる活動

➡自治会と行政、市議会とのパイプ役、自治会における様々な課題解決に向けた活動等の意見があり、今後における活動内容の検討材料となる。

③② 区・自治会活動において、市からどのような支援が必要だと思いますか。



➡行政の情報、先進的な活動事例、各種助成制度の照会等を含めた情報の提供が一番となっており、助成制度の見直し、統合・再編への支援が上位を占めている。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 高齢化に伴う自治会運営の難しさについて

- 高齢者が多く、今後運営が難しくなりそう。
- 高齢者世帯が半数以上で、今後、会員数が減少することは間違いない。どのようになるのか、どうしたらいいのか、行く末が案じられる。
- 一人暮らしの高齢者が7件あります。若い方が少なく、近い将来、住民活動ができなくなるのではないかと心配している。
- 今後、高齢化によって、自治会内の住宅が消滅することがあるのみ。
- 高齢化が進み、公共交通機関の利用が不便である。
- 少子化、高齢化に伴い、10年後には自治会活動に参加できるメンバーが半減することがわかっている、その時のために、行事の在り方、回覧の仕方等の改善を昨年より実行している。他の自治会の情報の横展開をお願いします。
- 高齢化が進み、草刈り作業や行事に関して、減少の方向に進んでいて、支援が必要になってくると思う。
- 市内自治会の年齢層が高いことから、自治会戸数の数名から200名以上の人員格差がみられます。
- 自治会全体が高齢化して活動に支障が出てくる可能性がある。

➡自治会の会員が高齢化しており、今までの活動継続が困難となっている。同様の自治会で取り組まれている継続の取り組みの情報提供を求める意見も見受けられる。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会活動での手当、会費等に関すること

- 自治会活動は奉仕であるべきか。手当の必要性。他自治会の状況を知りたい。市の財政難を理由になんでもかんでもダメで良いのか。
- 市より自治会役員報償金をいただいているが、現状、回覧など事務処理の作業及び費用が多く、十分ではないように感じる。他地域では、どのような状況でしょうか。
- 個人2000円の補助金が有効利用されているのかを把握する必要あり。
- 規約の見直しをしている。以前、部落のOBの方で、「よそ者は自治会に入れない」ということがあり、平成16年4月1日付の自治会の規約に50万の入会金が必要と定めてあります。
- 自治会員が負担している事項でフェアでないものがある。
- 市からの助成金の配分と会員数の限界戸数を提示しながら是正をして5年後のあるべき姿を検討していくことが必要。
- 自治会規約では、自主的に構成する任意団体の位置づけです。上部組織である「〇〇自治連合会」に自動的に加入し、会費を納めていますが、加入の義務はあるのでしょうか。

➡自治会内で支給されている手当や、徴収される会費の目的について、明確にされていないという意見が見受けられる。市からの交付金の取扱いについての意見や、上部組織であるブロック連合会への加入義務についての意見も見受けられる。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 役員のなり手がいないという課題に関すること【①】

- 苦情が多い。怒られる。市からの自治会長の手当てがない。これからやり手(後継者)がいなくなる。市の職員が専属でやったらよい。
- 自治会役員をやりたくないという声がたくさんあり、会長や会計を決定する事が大変である。
- 任期が2年で継続性がない。
- 自治会以外の役員数を少なくして欲しい。民生委員、交通安全協会、防火女性クラブ、体育推進委員、福祉推進委員等。やり手がいないので苦勞する。
- 現在は、会長、副会長、会計が年齢順に行っており、1年任期である。若い人がいないので、10年後には役員決めが課題になる。
- 自治会役員も世代交代として年齢が下がってきたが、次に交代する役員の選出にも苦慮する。新たに活動をするも意欲が湧いてこない。
- 年金の減額により、死ぬまで働かざるを得ない社会になってきており、収入を減らしてまでも自治会長を引き受けてくれる人がいなくなったようです。
- 昔は家で仕事をする人が多く、役をやっても動きやすかったが、今は、会社員が多く、役をする上で障害が多く、避ける傾向にある。
- 各種委員の割り当てが来るが高齢化、人口減少が進み、自治会長すらなり手がいない中、選出は困難。割り当ての見直しを。
- お金で済ませようとする人がいる(役はしない)。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 役員のなり手がいないという課題に関すること【②】

- 自治会長、副自治会長等の役員を輪番制で決めているが、班によっては高齢者が多くなって役員のなり手がいなくなりつつある。実際のところ、60代では勤めがあり、70前後に依頼することになる。半数くらいの班で困ってくるのではないかと思う。80代でいうところも…。
- 町内には、空き家が5～6件あります。自治会の準会員の扱いで、空き家の所有者から会費を徴収していますが、所有者の管理がされず、お金のみ振り込まれているのが現状です。市として、定期的に空き家の見回り、管理するような方向性を取っていただきたい。会員の少ない自治会の役員選出を免除していただきたい。
- 体育推進委員とかほかの委員もそうであるが、なり手がいない。特に体育推進委員は廃止を望む。
- 当地区の総世帯数は現在67軒ですが、旧来の住民は15軒ほどしかおりません。そんな中で、日頃は旧来の住民が中心となり、十分と言わないまでも皆さんの協力を得て自治会活動をしております。しかしながら、特に三役といった重役については、皆さんは高齢になっても働くことがあって協力を得られず、一部の人に負担が掛かっています。そうしたことから、自治会活動や草場若宮八幡神社の宮守り活動・地蔵縁日行事の祭祀活動など、活動日の休日化など簡素化を考えていかねばと思っています。また、現在の草場自治会申し合わせ事項の内規と現状活動には相違部分が多々あるため、コロナ禍が治まり次第再構築する旨、運営委員会に置いて決定済みである。なお、書記役の増員についても検討中である。
- 会長職の仕事が、自治会の活動以外に拡大しており、担い手がいない要因になっている。

➡役員の過大な負担、高齢化等が原因としてあげられる。役員の負担軽減が課題解決の糸口と考える。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会行事の運営等に関すること【①】

●似たような活動はやめて、一本にしてほしい。

●現在、全世帯加入の自治会として運営できているが、自治会行事や活動において自治会員に温度差があり、どのように事業を推進していけば全会員が進んで参加できるか、予算面も踏まえ考慮していく必要があります。

●治水神社春の大祭が大江地区では、大きな行事ですが、少子化により、神輿の担ぎ手の人数減少と神男の選出が大きな問題となっています。市としても改善してほしい。

自治連合会等の行事の参加に関して、常勤で仕事を持つ者が、自治会長を行う場合、地元の行事を行うのが精一杯となり、連合会等の行事に参加するのが負担となっているのが現状です。他団体との関わりは、情報交換ぐらいにしていたけると助かります。

●様々な行事を催事しても参加者は高齢者が中心。その高齢者に負担のかかる行事を開催するのに戸惑ってしまう。防災、環境美化中心の行事が精一杯。行事が減ることで、地域での情報が不足となり、ただ名前だけの自治会活動の感じがする。

●回覧文書と市報の重複見直し。

●社会の多様化に伴い、利己主義、無関心が横行していると思う。自治会活動に限らず。社会現象で資本主義、自由主義の影響か。

各自治会は自主的で自由な活動でありながら、自然の畏怖や歴史の中で育まれた文化や行事を尊重した運営が、それぞれに継続できる組織になりたいものと考えます。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会行事の運営等に関すること【②】

●昔は、長男があとをとるという直径家族がほとんどでしたが、近年、長男夫婦も親と同居しない核家族が主流となってきた。私たちの部落も片親だけとなり、長男夫婦は遠方で暮らしています。自治会員の高齢化と会員の減少により、皆さんの負担が急増し、円滑な業務運営が困難になるだけでなく、自治会の崩壊、存続の危機も迫っていると思われます。今後自治会の運営等について、業務の簡素化、財産の維持方法など、見直す必要の時期に来ていると思います。

●先人に習って同程度の自治会の仕事をこなす中で、先人の方も個々のカラーを出してやって来られたので、自分も何かカラーを出してやっていくつもりですが、2年間ではあまりにも時間が短く感じられます。

●農家と非農家の草刈り分担。祭りの担い手不足。手間がかかる活動における高齢者の負担。農家が土地所有のみになっている。非会員は、寄付しない、社協費払わない、清掃活動の不参加でも成り立つので非会員の方が得。農政、福祉分野の補助金や各課関係団体が多いため、存在意味がみえにくい。

➡昔からの伝統行事について、自治会員の高齢化などにより継続することが難しくなっており、現代社会に合わせた見直しが必要となっている。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 集会所施設の維持管理に関すること

- 自治会の集会施設は、防災の最小施設として絶対必要である。拠点の施設をフォローすることからも、その充実が必要である。
- 各地域の集会所の修理、改良については、20万円程度の補助金が交付されるが、団地内施設(消火器)箱等の破損、買換え等については割引はあるが補助金はない。不平等感是否めない。補助金対象外と言われてしまうと、諦めるしかない。
- 集会所の改修費の算出や、備品の修繕等、市の補助金のかつとのため、修繕できない状態になってくる。
- 今回のアンケートでは、集会施設の廃止の方向へ誘導するように感じられます。自治会集会施設は地域のコミュニティの拠点であり、地域住民が気軽に集まれる施設であります。財政面から集会施設の廃止の方向ではなく、施設の存続に努める様に助成の充実を図り、集会施設を地域拠点として住民自らが地域自治を進めていけるよう指導援助していく事により、市政推進の強力な人づくりができていくと考え、この方向での施策が行政に求められていると思います。
- 集会所の維持負担に利用が見合わない。一村総待ちの有効活用。

➡集会所施設の維持管理は修繕や改築等の費用負担が多額となる。集会所の利用率に見合った、費用負担に疑問を感じている意見もある。また、市の補助金制度見直しを求める意見が見受けられる。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと ゴミステーション・ごみの分別に関すること

- 現在、ちびっこ広場の角にゴミステーションが存在するが、近い将来地主がちびっこ広場の土地を返却する予定とのこと。移転先として防災倉庫を建設したいが、予算面、場所の選定など、現状困難。
- ゴミの分別トラブルが多い。ゴミのカレンダーが南濃町の時の書式より分かりにくくなった。そのためか、ゴミの分別方法を分かってもらえない。
- ゴミ・リサイクルの袋に「氏名記載」は、大いなる違和感がある。
- ごみステーションに出されたごみ袋が収集されずに残されている事が多くあり、理由書の貼り紙がない時や、なぐり書きで読みづらいことが多いので、業者に改善してもらえるとありがたいです。
- ゴミ収集カレンダーが見にくい。
- 外国人に対しての対応ができていない。例えば、ごみの分別、ごみ出しの期日、防火・災害のマニュアル

➡自治会活動の中でごみステーションの管理は日常的に必要な不可欠となっている。分別のトラブルやごみの出し方について、ルールを守られていないケースがあり、認識の普及啓発を図る必要がある。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会内の情報伝達に関する課題について

●自治会未加入の方は、情報等がきちんと伝わっているのかどうか。加入者は、回覧板等で伝える事ができるが、未加入者はそれができない。ゴミの出し方のマナーが悪く(名前等の記載がないなど)、加入者と疎遠になりがち。

●地区内住民への情報伝達並びに、住民からの要望等の把握の難しさを感じている。

市報とダブる依頼(回覧文書等)がある。

関係者との直で済む情報が、全体回覧される。(市が個人情報として把握しているのでは。)

➡自治会に未加入の方に情報が伝わっているか不透明。自治会内の情報伝達にも課題があり、要望等の把握にも課題が見受けられる。回覧文書の取り扱いについても意見があり、見直しを検討する必要がある。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 市（行政）への要望等に関すること

- 市に対する要望事項等の対応がもう少し早くなれないか。また、対応過程等の報告をしていただきたい。
- 下多度地区は山が近く、猪、鹿、猿等が、1年中里へ降りてくるため、対策用の柵を設置しました。柵を管理するため、自治会で見回りをしています。ところが、付近の竹、雑木があるため、倒れて時々断線します。そこで要望ですが、線の接続の仕方また通電の操作等に詳しい方を教えていただければ幸いです。
- 区・自治会のことよりも、海津市の今後の事を考えれば、人口が減りすぎでもっと活力を。とりあえず、企業誘致。たくさん土地、南濃のスマートインターを活用してください。いなべ市は、すごい企業がたくさんある。市長も思い切った対策を考える時。市の古い部分変われ。歴史とかも観光も、道の駅など施設のポスターなど。
- コロナ禍の中ですが、ちびっ子広場など申請したことが通りますようお願いします。
- また、自治会が所有する財産(土地)について、有効活用を図るための助言やアドバイスについて行政に相談できればよいと思います。
- 側溝掃除は、行政の責任であると思われます。
- 自治会長会での市からの市政などの報告がされると良いと思う。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会活動の課題解決に向けた取り組みに関すること

●自治会活動で色々な問題や課題が出てきた場合、他自治会ではどのような対応や課題解決を図っているかを知りたい。他自治会との意見交換や、問題解決方法の方向性やアドバイス等が頂けるような場や、方策等があるとありがたいです。

●各自治会で直面している課題や問題点などを提出してもらい、市自治連合会でとりまとめ何かを取り上げて共通課題として各自治会に回答依頼し、各自治会では「自らの自治会では、この方法で解決した。」「この対応をしている。」等の回答を寄せてもらい、回答を取りまとめて各自治会へ戻していくことにより、各自治会活動の参考に活動を進めてもらう。この毎年の課題解決の積み重ねにより、海津市の「自治会活動マニュアル」的なものが出来上がっていくと思います。

●市のこども会活動の非組織化(市子連からの脱退)により、横の連携が取れず、情報の共有が出来なくなっている。自治会を通してでも、子ども会の組織の把握をしてほしい。(市子連元顧問、青少年育成推進員として)
災害時の防災組織の動きや保管資材等のマニュアル化。
アパート、集合住宅への広報、啓発活動の促進。

➡自治会活動で生じた課題や問題について、解決方法の情報提供を求める意見が見受けられる。「自治会活動マニュアル」の作成を望意見もあり、作成を検討すべきである。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 自治会及び組織再編に関すること

- 単位自治会レベルでなく、市全体レベルでの構造的革新が必要になってきている。地域の各種役割を担っていた婦人会、老人会、子ども会等の弱体化や解体等、希薄になりつつある地域コミュニティを維持していく上では、地域のリーダー育成や地域組織の援助等の充実を図る必要があると同時に、組織の活動拠点が必要であると考えます。
- 少数自治会では組織が機能できなくなる、再編を市側指導で進めるのがよい。
- そもそも各種行政委員会自体を見直したらどうか。
- 人材面、予算面において、今後活動が難しくなるため、統合や他の団体との連携を行政がリーダーシップをとる。
- 自治会員の高齢化や他都市への勤務が多いなど、消防団員を推薦する仕組みが限界にきている。消防署の機能の見直しをすべきです。
- 各自治会の自立化に対し、上位組織の影響は小さくする。(協議会レベル)
- 何か委員を作って自治会活動をさせるという行政の意図は理解できるが、各自治会ではなく、区なり大きい組織で組み直しを希望する。

➡単位自治会レベルでの活動に限界を感じている意見があり、大きい組織での活動を検討すべきとの声がある。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと コロナ禍における自治会活動の課題について

- | |
|--|
| ●コロナ禍の影響で圧迫感が強く続いている。 |
| ●新型コロナウイルスの影響による、自治会活動ができない状況であり、今後の活動の継続について、住民の関心薄れてきているように感じる。 |
| ●コロナで中止が増えて、先を見るとどうすれば良いか、わからなくなる。 |
| ●定例行事を行うのが自治会活動の中心となっているが、祭り、どんど、清掃等、地域で集まる行事はコロナ禍のため縮小・中止となっている。今後まだ続くと思われるので縮小・簡略化が必要。 |
| ●2年間自治会長に選出されたが、新型コロナのため自治会の行事や祭礼などが中止が多く残念でした。 |

➡コロナ禍での自治会活動では、行事や人の集まる活動が制限され、活動方法に苦慮している。行事や活動の中止が相次いだことにより、自治会活動への関心が薄れてきているとの意見も見受けられる。

区・自治会活動をする中で感じたことや思ったこと 市（行政）と自治会の協働に関すること

- 行政と市民の距離が遠く、自治会へおまかせ状態。行政が自ら市民に近づく姿勢が不足。
- 市民の意見、状況等を掴むため、市民自治協議会を作る。
- 地域コミュニティが希薄しているため、自治会、老人会、地区社協、こども会等、学校区での活動が必要。行政の応援も。
- 空き家対策、福祉対策等、地域でできることと行政のすることを真剣に考えていかなければならない。
- 行政と自治会の関係が明瞭でない。(自治会は行政の下部組織ですか。)本来行政でやるべきことを自治会に頼り過ぎ。
- 自治会での市との役割など、自治会長の職務・報告事項など明記されていない。
- 市町村合併からかなりの年月が経過したにもかかわらず、当市のまちづくりの姿勢は進化がまったく感じられなく、むしろ退化しているのではと思える程惨めなものといえます。住民の幸せを考えて、まちづくりの先頭に立つべき行政や議会の方々の当事者のほとんどが自治会活動に対する認識がゼロに等しく、当事者意識や危機意識も欠落しているのが現状のあり様です。住民の生活基盤や生存意義にもとる自治会の存続を考えるにそのあるべき姿を徹底的に顕彰し、議論を行い、市の条例や規則で明確な位置付けを示す必要があると考えます。先般制定の自治基本条例は使い物にならない不現実的なまったくの理念だけの作文で空虚空論極まりなく、現行法の地方自治法の熟読志向で十二分にこと足りると思慮されます。抜本的な大英断で愛着信が育つ未来の海津市でありますように願っています。

➡行政と自治会の役割の位置づけについて、明確になっていない部分の指摘が見受けれる。明確にするためには協働に関する指針となるものがないため、作成を検討する必要がある。

アンケート結果を受けて、課題に対する支援の検討(1)

自治会活動の課題	課題に対する支援の検討
役員の成り手不足や、地域行事の存続、防災への不安など	他の自治会の好事例情報を提供し、運営の参考となるよう支援していく。
行政情報や先進事例に関する市からの情報を求める声	現状の回覧や行政と自治会の懇談会において、情報提供を継続する
役員改選時に役員をやりたくないとの理由から、自治会を脱会したいとの相談が増えている	近所や地域とのつながりは、日常生活や災害時の共助として必要不可欠であることを説明し脱会を抑制する。
加入世帯が少ない小規模の自治会においては、会長が他の役職を兼任しており、過大な負担につながっている。	小規模な自治会については、近隣自治会、地域単位の協議等により統合などの再編を検討する。役員の選出を近隣自治体をふくめた地域単位に見直すことや、役員の業務の負担軽減について検討を進める。
30世帯に満たない自治会が3割を超えており、小規模の自治会が多い。	小規模な自治会については、近隣自治会、地域単位の協議等により統合などの再編を検討する。
自治会全体の高齢化が進んでおり、行事や活動に支障が生じている。	古くからの行事は伝統を残しつつ、今の自治会の現状に合わせた行事に変えられるように実施している自治会の例を情報提供して支援する。

アンケート結果を受けて、課題に対する支援の検討(2)

自治会活動の課題	課題に対する支援の検討
行政からの依頼が多く、役員が自治会員との連絡調整などの負担が多くなっている。	自治会員との連絡調整手段として、デジタル化を促進し、LINEやSNSを活用した連絡手段の研修開催を検討する。
新築等のない場合が多いが、あった場合でも新規入会の働きかけしていない自治会が3割を超えているため、新規加入につながっていないと推察する。	今後加入促進のマニュアルを作成を検討し、新規加入の説明の際に利用していただけるよう支援する。
区・自治会活動において、市からどのような支援が必要かについて、行政の情報、先進的な活動事例、各種助成制度の照会等を含めた情報の提供が一番となっている。	自治会向けの補助金、助成制度を周知し、利用していただくよう案内する。また、他の自治体、自治会の好事例を調査研究し、課題解決のための情報提供を検討する。
自治会活動で生じた課題や問題について、解決方法の情報提供を求める意見があり、役員の引継ぎ等で自治会運営の基本となるマニュアルが作成できないか。	自治会運営の基本となる「自治会運営マニュアル」を作成し、新任の自治会長が運営の参考となるよう支援する。内容は他市町のものを参考に作成し、海津市の現状や自治会長の意見を反映させたものを作成する。

アンケート結果を受けて、課題に対する支援の検討(3)

自治会活動の課題	課題に対する支援の検討
行政と自治会の役割の位置づけについて、明確になっていない部分の指摘が見受けれる。	明確にするためには協働に関する指針となるものがないため、自治会等の市民団体と市との協働に関する指針となる「市民協働計画」を策定する。
自治会活動の中でごみステーションの管理は日常的に必要な不可欠となっている。分別のトラブルやごみの出し方について、ルールを守られていないケースがある。	ごみの分別やごみの出し方について、認識の普及啓発を図る必要がある。
自治会内で支給されている手当や、徴収される会費の目的について、明確にされていないという意見が見受けられる。	手当や会費については、規約を定めてルール化されていない自治会も見受けられる。予算書及び決算書を作成を支援し、自治会員に会費の使い道や妥当な役員手当の情報共有がなされるよう支援を行う。
加入世帯が少ない小規模の自治会においては、会長が他の役職を兼任しており、過大な負担につながっている。	小規模な自治会については、近隣自治会との協議等により統合等の再編を検討する。
役員改選の方法について、選挙、輪番制方式が多く取られており、本人の意見が取り入れられない。	時期役員に対する事前の説得や引継ぎにより、円滑に交代がなされるよう工夫されていないことが見受けられるため、本人の意向が反映されるよう支援する。

アンケート結果を受けて、課題に対する支援の検討(4)

自治会活動の課題	課題に対する支援の検討
集会所施設の維持管理は修繕や改築等の費用負担が多額となる。集会所の利用率に見合った、費用負担に疑問を感じている意見もある。また、市の補助金制度見直しを求める意見が見受けられる。	集会所施設の維持管理は過大な負担と感じている小規模な自治会については、近隣自治会、地域単位での統合又は廃止を検討する。集会所補助金及び負担金については、対象経費や上限額が明確になっていないため、交付におけるガイドラインの整備を検討する。
単位自治会レベルでの活動に限界を感じている意見があり、大きい組織での活動を検討すべきとの声がある。	現在実施している活動について、小規模な自治会で運営が困難なものについて、地区単位での実施を検討する。
自治会の統合・再編については、7割近くの自治会が必要であると回答している。しかし、歴史的要因、活動の違いなどから統合の難しさを感じている自治会が4割を超えている。	自治会の統合・再編については、必要であると感じている割合が高い。統合・再編には歴史的要因、活動の違いにより難しさを感じているため、方法について意見を聞き、検討を進める必要がある。